

第4期 揖斐川町地域福祉計画・ 地域福祉活動計画

揖斐川町成年後見制度利用促進基本計画

揖斐川町再犯防止推進計画

令和7（2025）年度 ▶▶ 令和11（2029）年度



令和7（2025）年3月

揖斐川町

社会福祉法人 揖斐川町社会福祉協議会

はじめに

本町では、令和2年3月に策定した「第3期揖斐川町地域福祉計画」を基に、お互いに尊重し合いながら、ともに生きていくという「地域共生社会」の実現をめざして、幅広い分野にわたる地域福祉施策を推進してまいりました。

この間、新型コロナウイルス感染症の流行により、地域での支え合い活動が制限され、地域のつながりは希薄化が進んでいましたが、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、地域は少しずつそのつながりを取り戻しつつあります。

しかしながら、エネルギーや食料品などの物価高騰による生活困窮家庭の増加や、また、身寄りのいない要支援者の増加、あるいは8050問題等、複合化・複雑化した地域の生活課題が顕在化しています。

そのような社会情勢の中で、すべての人が尊厳を持ち、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるためには、地域で見守り、支え合う仕組みをつくることが大切であり、地域のつながりの重要性がなお一層高まっています。

こうした状況を踏まえ、さらなる地域福祉の進展を図るため、揖斐川町が策定する「地域福祉計画」と、揖斐川町社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」を一体的に策定し、互いに連携し、共通の目標に向かって一体的に取り組むことといたしました。

計画の推進にあたりましては、本計画の考え方や施策の展開について、地域住民、福祉活動団体、ボランティア、医療・福祉関係者、福祉事業所など全ての人々が共通の理解を持つことが重要であり、今後も計画の推進に向けた皆様のご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提案をいただきました揖斐川町地域福祉計画策定委員の皆様をはじめ、アンケート調査などにご協力をいただきました多くの皆様や関係各位に心から厚く御礼申し上げます。

令和7年3月

揖斐川町長 岡部 栄一



あいさつ

平素は、地域福祉の充実と発展のため、揖斐川町社会福祉協議会に対しまして、温かいご支援とご協力を賜り、心からお礼申し上げます。

近年、少子高齢化や人口減少、核家族化が進行する中、新型コロナウイルス感染症の影響も重なり、家庭や地域におけるお互い様の助け合いの機能が次第に縮小しました。併せて、高齢者世帯や一人暮らし高齢者世帯、障がい者世帯の増加など、地域社会は大きく変化してきており、これまでの公的な福祉サービスだけでは、生活課題の解決が困難になってきております。また、社会情勢の変化により地域がそれぞれ抱える課題も多様化、複雑化してきており、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会の実現のためには、区長、民生委員・児童委員、福祉委員、各種ボランティア団体、行政や社協などの相互の連携による地域福祉活動の推進が重要となってきております。

こうした状況下、揖斐川町社会福祉協議会では、「誰一人取り残さない 支え“あい”のまち いびがわ」を理念に、町民の皆様の地域福祉に関する意識の醸成及び地域活動への積極的な参画を促進するとともに、安心して暮らせる社会の実現に向けてそれぞれの地域において、町民一人ひとりの積極的な参加と行動により、住民誰もが共に支え合い、助け合い、自立した生活を送ることのできる地域福祉の取り組みを進めてまいりました。本会では、これまでの取り組みを持続し、さらなる地域福祉の推進及び地域共生社会の実現に向け、令和7年度から5か年を実施期間とする地域福祉活動計画を、揖斐川町が策定する第4期地域福祉計画と一体的に策定し、より体系的かつ効率的に計画が実行されることを目指すこととしました。

この計画では、「みんなでつくろう 安心して生き生きと暮らせる 支え合いのまち いびがわ」を基本理念とし、地域福祉の推進を図るため、行政と社協、各関係機関の役割を明確にするとともに、各機関が進める具体的な取り組みを示しています。地域福祉推進の主役である町民の皆様には引き続き積極的な活動をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画策定にあたり多大なるご尽力を賜りました策定委員会の皆様、アンケート調査にご協力いただきました多くの皆様、地域で活動されている関係機関の皆様にご心より感謝申し上げます。

令和7年3月

社会福祉法人 揖斐川町社会福祉協議会

会長 丸山 周治



目次

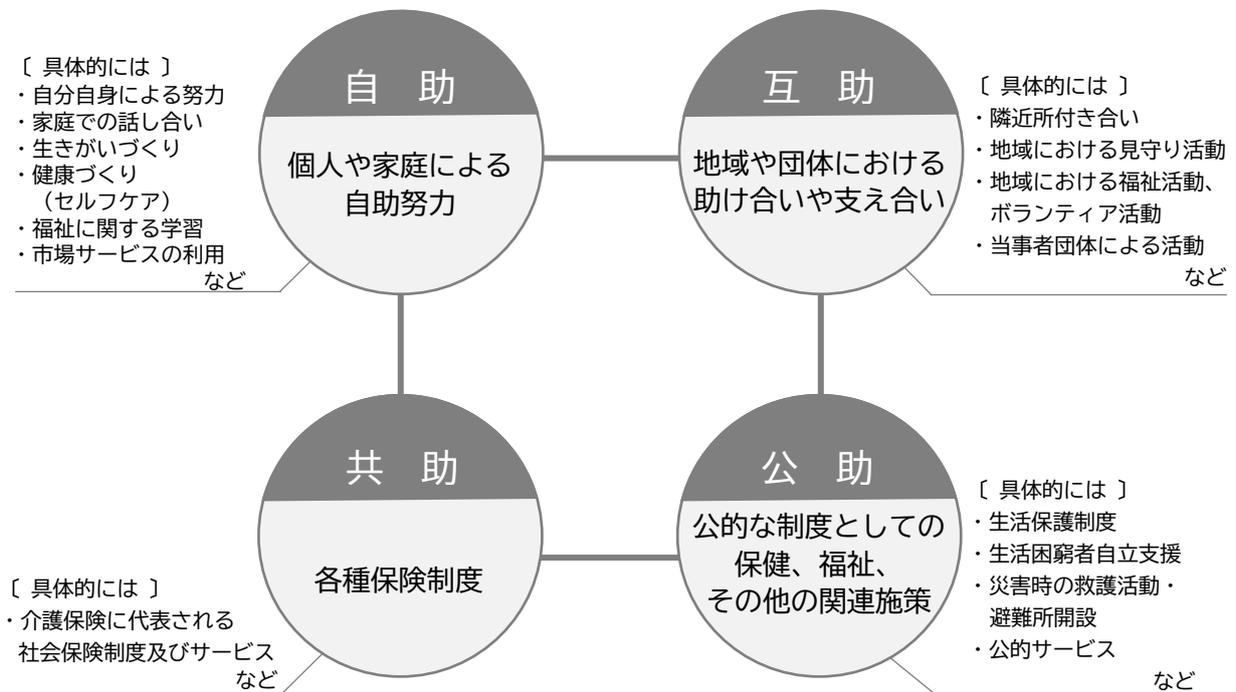
第1章	計画の策定にあたって	1
1	地域福祉とは.....	1
2	計画策定の趣旨と背景.....	2
3	計画の位置づけ.....	3
4	SDGsの目標を念頭においた地域福祉の推進.....	5
5	計画期間.....	6
6	計画の策定体制.....	6
第2章	地域福祉を取り巻く状況	7
1	統計データからみる状況.....	7
2	アンケート調査結果の概要.....	18
3	アンケート調査結果等を踏まえた課題の整理.....	41
第3章	計画の基本的な考え方	46
1	基本理念.....	46
2	基本方針.....	47
3	計画の体系.....	48
第4章	施策の展開	49
基本方針1	「地域の力」を活かした地域福祉の推進 ～気付き合いとふれあい～.....	49
基本方針2	誰ひとり取り残さない支援体制の充実 ～支え合い～.....	59
基本方針3	安全・安心に暮らせる福祉の仕組みづくり ～「あい」の仕組みづくり～.....	68
第5章	成年後見制度利用促進基本計画	75
1	計画策定の背景.....	75
2	成年後見制度利用促進に関する現状.....	77
3	施策の展開.....	79
第6章	再犯防止推進計画	83
1	計画策定の趣旨.....	83
2	計画の対象者.....	83
3	再犯防止を取り巻く状況.....	84
4	施策の展開.....	85
第7章	計画の推進	86
1	計画の推進体制.....	86
2	計画の進捗管理.....	86
資料編	87
1	揖斐川町地域福祉計画策定委員会設置要綱.....	87
2	委員名簿.....	88
3	用語解説.....	89

1 地域福祉とは

「地域福祉」とは、すべての人が人間としての尊厳を持ち、家庭や地域において誰もが安心して暮らせるよう、地域に暮らす人々が主体となり、事業者、関係機関・団体、行政などと連携・協働し、地域における生活課題の解決に取り組む考え方です。また、高齢者、障がいのある人、子ども等の分野ごとの制度ではなく、「地域」という視点で捉え、包括的に必要な支援を行っていくものです。

地域福祉を推進するためには、「自助：個人・家庭の取組」「互助：地域の取組」「共助：社会保障制度等」「公助：行政の取組」を基本として、地域の一人ひとりが役割を果たしながら連携・協力することが大切です。

図表1-1 自助・互助・共助・公助について



2 計画策定の趣旨と背景

少子高齢化・人口減少社会の進行、ライフスタイルの多様化と核家族化の進行により、家庭内の扶養機能や地域での相互扶助機能が低下し、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉など分野別の対応では解決することが難しい新たな問題が多く発生しています。さらに、自然災害や感染症などの脅威や不安も高まり、社会参加の機会の減少や経済的な困窮の問題も深刻化しました。

地域福祉の充実と推進は、今まで以上に重要になってきており、8050問題・ダブルケア・ヤングケアラーなど、課題が複数の分野にまたがっていたり、制度の狭間になっていたりするため、包括的に支援することが必要とされています。制度・分野ごとの「縦割り」では解決できない複合的な課題や制度の狭間の課題等に対応していくため、「支え手」「受け手」という関係によることなく、誰もが生きがいをもって地域を共につくっていく「地域共生社会」の実現を目指していくことが重要です。

国は、地域共生社会をつくっていくことを具体化する事業として、令和2年6月に、社会福祉法の改正により、「重層的支援体制整備事業」を創設しました。さらに、令和6年4月には、「孤独・孤立対策推進法」が施行されました。これは、近年の社会変化を踏まえ、日常生活や社会生活において孤独に不安を感じることに、また、社会から孤立していることにより心身の有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関するもので、この法律により、国及び地方において総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進するため、その基本理念や国等の責務、施策の基本となる事項、国及び地方の推進体制等について定められました。

また、国際的には、2030年までに豊かで活力ある未来を創る「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」が国連で採択されました。日本でも政府や民間企業が一体となり、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けた取組を進めています。一人ひとりが自分らしく生きるため、国籍、性別、年齢、障がいの有無、性的指向、宗教など、多様性を尊重し、支え合いながら共に暮らしていくことのできる社会が求められています。

こうした状況を踏まえて、揖斐川町においては、地域福祉をより推進するため、本町が策定する「地域福祉計画」と、揖斐川町社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」を一体的に策定します。

3 計画の位置づけ

(1) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定

「地域福祉計画」は、すべての住民が、自分たちの暮らす地域で、共に支えあいながら、地域での生活上の問題を解決したり、日常生活において自立を支援したりする体制の基盤づくりを、住民、福祉事業者、関係機関等や行政の協働により推進していく上での指針となる計画です。

また、揖斐川町社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体として位置付けられた社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う人、社会福祉を目的とする事業を営む人が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

本計画は、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定し、互いに連携し、共通の目標に向かって施策を推進することで、さらなる地域福祉を進展させていきます。

(2) 法的根拠と関連計画との整合

地域福祉計画は、社会福祉法第4条に規定された「地域福祉の推進」を目的として策定する同法107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として位置付けます。

地域福祉活動計画は、住民や関係団体とともに、地域福祉の推進に取り組むための実践的な計画として、社会福祉協議会が策定する計画です。

本計画は地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定するとともに、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項の規定に基づく「地方再犯防止推進計画」を包含するものです。

また、「揖斐川町総合計画」を上位計画とし、本町において支援を必要とする対象者ごとに策定された個別計画に共通する理念や事柄を相互に繋ぐ計画として位置付けます。

成年後見制度の利用の促進に関する法律 抜粋

(市町村の講ずる措置)

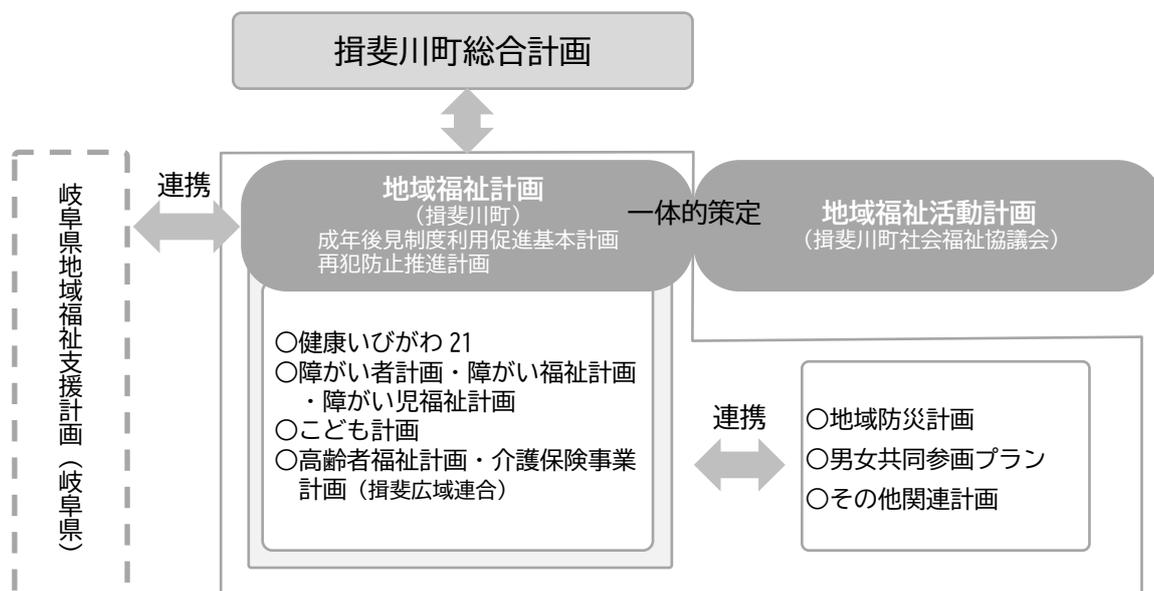
第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勧告して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

再犯の防止等の推進に関する法律 抜粋

(地方再犯防止推進計画)

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勧告して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

図表 1 - 2 地域福祉計画と他計画との関係



第二期成年後見制度利用促進基本計画（国）について

国は、令和4年3月25日に第二期成年後見制度利用促進基本計画を閣議決定しました。

成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

- ◆地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進
- ◆尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等
- ◆司法による権利擁護支援などを身近なものにする仕組みづくり

成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

- 1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実
- 2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等
- 3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
- 4 優先して取り組む事項
 - (1) 任意後見制度の利用促進
 - (2) 担い手の確保・育成等の推進
 - (3) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
 - (4) 地方公共団体による行政計画等の策定
 - (5) 都道府県の機能強化による権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進

再犯防止推進計画について

国は、平成29年12月に策定した「再犯防止推進計画」で、地方公共団体が、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じた施策を策定し実施する責務を有するとされ、地方再犯防止推進計画を定めることが努力義務とされたことから、本町では、これを地域福祉計画に包含し、全体的な施策の中で一体的に取り組むこととします。

「第二次再犯防止推進計画」における7つの重点課題

- 1 就労・住居の確保
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- 3 学校等と連携した修学支援の実施
- 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施
- 5 民間協力者の活動の促進
- 6 地域による包摂の推進
- 7 再犯防止に向けた基盤の整備

4 SDGsの目標を念頭においた地域福祉の推進

SDGs（持続可能な開発目標）とは、「誰一人取り残さない」をスローガンに、貧困、環境、社会、人権、教育など、世界が抱える様々な問題の解決を目指した国際的な目標です。平成27（2015）年の国連サミットで150か国を超える加盟国参加の下、全会一致で採択され、令和12（2030）年までの国際社会の指針となっています。

本計画においても、関連するSDGsの目標を念頭におき、地域福祉を推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



5 計画期間

本計画の計画期間は、令和7（2025）年度を初年度とし、令和11（2029）年度を目標年度とする5年間とします。

本計画は、社会情勢の変化や関係諸計画との整合性を図りつつ、進捗状況の評価を毎年実施し、計画期間中であっても必要に応じて見直しを図ります。

図表1-4 計画期間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
第3期計画	→					見直し					
第4期計画						→					見直し

6 計画の策定体制

（1）揖斐川町地域福祉計画策定委員会

本計画の策定にあたっては、地域福祉計画と地域福祉活動計画を含めて協議するため、「揖斐川町地域福祉計画策定委員会」を設置し、社会福祉事業の経営者や福祉活動団体等の各分野から選出した15名に委員を委嘱して、2回の策定委員会を通じて検討を重ねました。

（2）地域福祉に関するアンケートの実施

本計画の基礎資料とするため、「まちづくり住民意識調査」の結果から、住民の地域福祉に関する意識や意向などを抽出し、整理、分析しました。

調査については、無作為抽出により、町民2,000人にアンケート調査票を郵送し、郵送にて回収し、有効回答率は41.2%でした。また、町内中学1・2年生を対象に、インターネットによるアンケート調査を実施し、有効回答率は51.4%でした。

さらに、オレンジデイ in いびがわのイベントの際に来場した福祉活動者の方にアンケート調査を実施しました。

第 2 章

地域福祉を取り巻く状況

1 統計データからみる状況

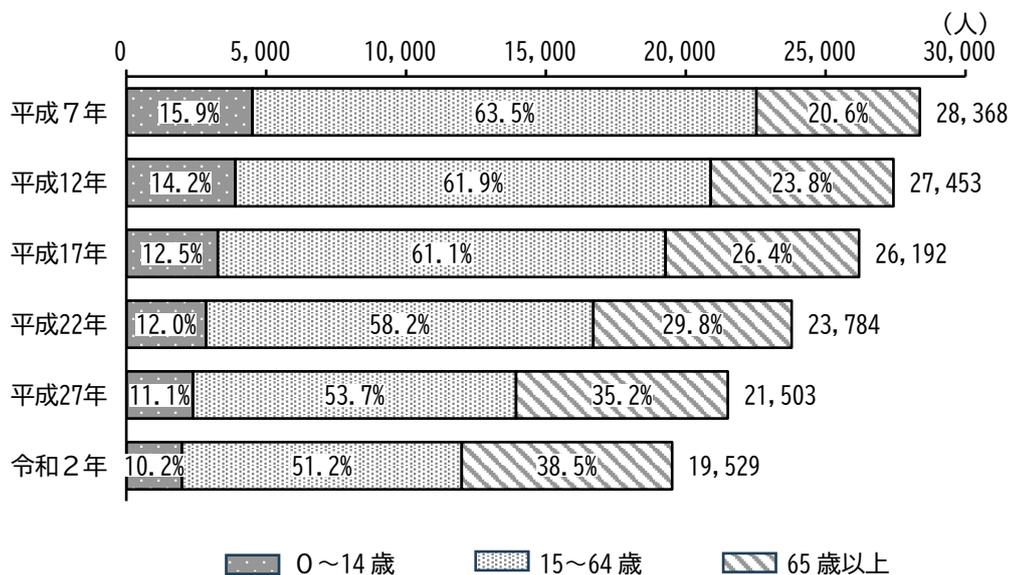
(1) 人口構造

① 人口の推移

令和2年の国勢調査によると、本町の総人口は19,529人となっており、平成7年（平成7年、平成12年は合併前の6町村の合計）からは8,839人、31.2%減少しています。

0～14歳人口の占める割合は、平成7年の15.9%から低下を続け、令和2年には10.2%になっています。65歳以上人口の割合（高齢化率）は、年々上昇を続け、令和2年には38.5%となっています。この少子高齢化・人口減少は、今後も続いていくと予測されます（図表2-1）。

図表2-1 人口の推移



※ 平成7年、平成12年は、合併前の6町村の合計。総人口は年齢不詳を含む。
資料：「国勢調査」

② 地区別人口

地区別人口は、図表2-2のとおりです。

図表2-2 地区別人口

単位：人

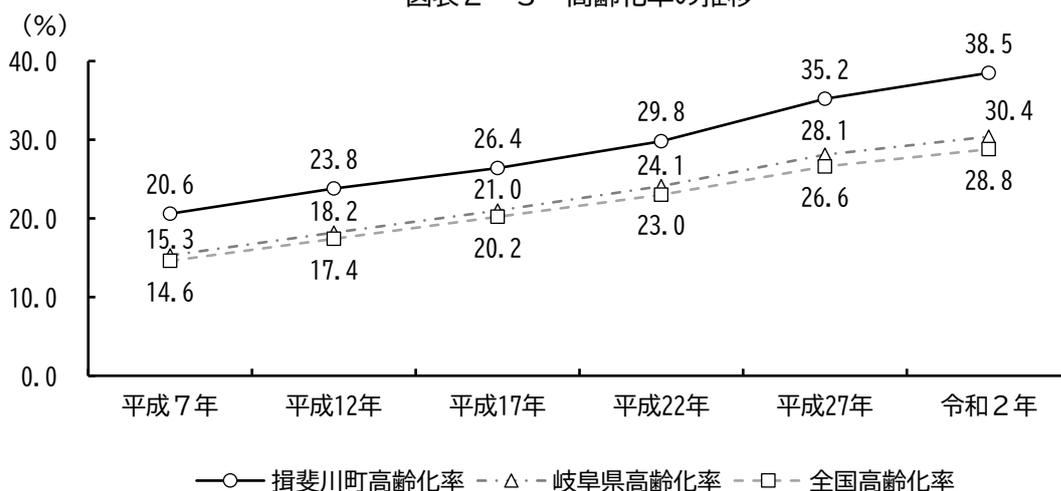
年齢	全体	揖斐川						谷汲	春日	久瀬	藤橋	坂内
		揖斐	大和	北方	清水	小島	脛永					
合計	18,685	3,041	2,658	1,593	1,696	3,668	1,697	2,552	698	671	151	260
0～14歳	1,586	267	224	167	150	351	176	190	20	31	5	5
15～64歳	9,116	1,583	1,329	806	835	1,881	869	1,185	251	243	60	74
65歳以上	3,168	454	470	281	245	610	247	478	143	153	30	57
75歳以上	2,947	458	377	199	301	555	256	427	162	131	26	55
85歳以上	1,547	241	154	125	120	209	126	244	121	110	29	68
外国人	321	38	104	15	45	62	23	28	1	3	1	1

※ 令和6年11月1日現在の住民基本台帳人口。

③ 高齢化率

図表2-3は、全国、岐阜県および本町の高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）の推移をみたものです。本町の高齢化率は全国および岐阜県を上回る率で推移しており、令和2年には、全国を9.7ポイント、岐阜県を8.1ポイント上回っています。

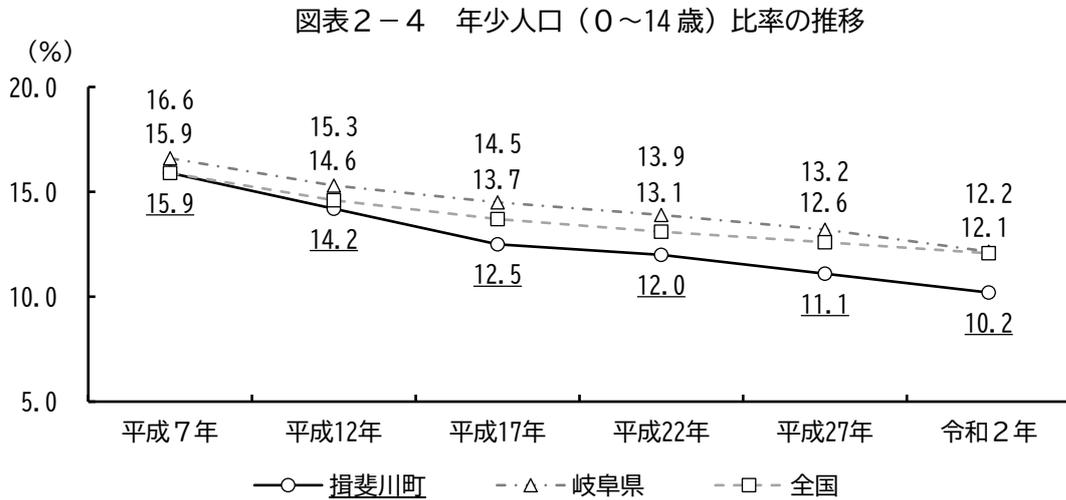
図表2-3 高齢化率の推移



資料：「国勢調査」

④ 年少人口（0～14歳）比率

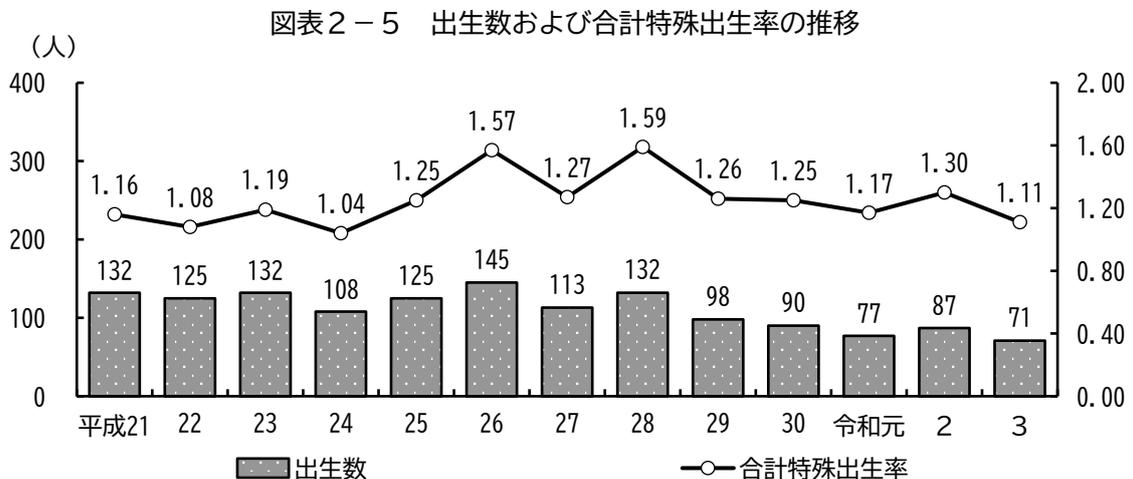
本町の年少人口（0～14歳）の比率を岐阜県および全国と比べると、比較的年少人口比率の高い岐阜県はもちろん、平成12年以降は全国を下回る率で推移しています。令和2年は、全国を1.9ポイント、岐阜県を2ポイント下回っています。



⑤ 出生数および合計特殊出生率の推移

本町における令和3年の出生数は71人です。平成28年までは100～140人台で推移していましたが、平成29年以降は100人を下回って推移しています。

少子化の指標とされる合計特殊出生率は年によってかなり高低があります。平成26年、28年には1.5台となりましたが、平成29年以降は減少傾向が見られ、令和3年は1.11となっています。



⑥ 昼夜間人口

仕事などで町外に出ている流出口が流入人口よりも多く、夜間人口が昼間人口を上回っています。平成22年以降は流出口が減少し、昼間人口指数が年々高くなっています。

図表2-6 昼夜間人口、比率

単位：人

区 分	平成22年	平成27年	令和2年
(a)夜間人口	23,784	21,503	19,529
(b)流出口	5,995	5,634	5,216
(c)流入人口	4,645	5,051	4,724
(d)流入超過人口 (c)-(b)	△1,350	△583	△492
(e)昼間人口 (a)+(d)	22,434	20,920	19,037
(f)昼間人口指数 (e)/(a)	94.3%	97.3%	97.5%

資料：「国勢調査」

(2) 世帯の状況

① 平均世帯人員

平均世帯人員を全国および岐阜県と比較すると、令和2年の本町の平均世帯人員は2.71人となっており、比較的同居世帯が多い本町は、全国、岐阜県を上回っています。しかし、本町においても、全国、岐阜県と同様に世帯規模が年々縮小する傾向にあります。

図表2-7 平均世帯人員の推移

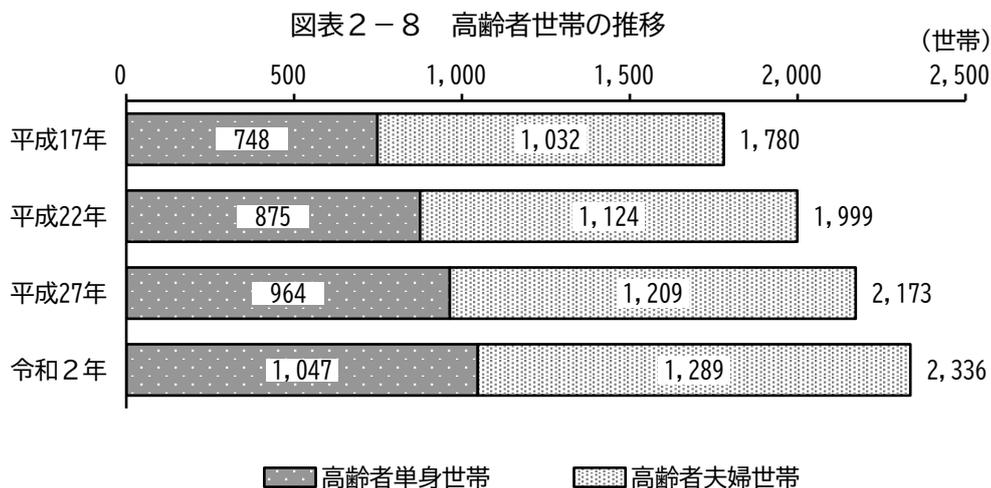
単位：人

区 分	平成22年	平成27年	令和2年
揖斐川町	3.05	2.91	2.71
揖斐川	3.18	3.02	2.81
谷汲	3.20	3.05	2.79
春日	2.41	2.22	2.08
久瀬	2.67	2.47	2.32
藤橋	1.98	1.74	1.74
坂内	1.97	1.92	1.85
岐 阜 県	2.78	2.65	2.49
全 国	2.42	2.33	2.21

資料：「国勢調査」

② 高齢者世帯の推移

令和2年の本町の高齢者単身世帯は1,047世帯、高齢者夫婦世帯（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯）は1,289世帯となっています。高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯ともに増加傾向にあります。（図表2-8）。



資料：「国勢調査」

③ 高齢者単身世帯

令和2年の高齢者単身世帯を性別にみると、1,047人中女性が709人、67.7%を占めています。また、年齢別では、65～74歳の前期高齢者が353人（33.7%）、75歳以上の後期高齢者が694人（66.3%）と後期高齢者が多くなっています（図表2-9）。

旧町村別では、町全体は増加傾向ですが、減少している地区もあります（図表2-10）。

図表2-9 性別・年齢別高齢者単身世帯

単位：人

区分	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	計
男性	89	85	47	55	62	338
女性	76	103	143	172	215	709
計	165	188	190	227	277	1,047

資料：「国勢調査」

図表2-10 高齢者単身世帯（旧町村別）

単位：世帯

区分	揖斐川町							75歳以上	85歳以上
	揖斐川	谷汲	春日	久瀬	藤橋	坂内			
平成22年	875	446	110	130	91	28	70	570	176
平成27年	964	539	120	117	84	32	72	651	227
令和2年	1,047	618	148	118	78	31	54	694	277

資料：「国勢調査」

④ 高齢者夫婦世帯

令和2年の高齢者夫婦世帯を夫婦の年齢別にみると、「夫70～74歳・妻70～74歳」が181世帯と最も多く、次いで「夫70～74歳・妻65～69歳」（176世帯）、「夫75～79歳・妻70～74歳」（164世帯）の順となっています。夫婦ともに75歳以上の世帯は421世帯、85歳以上の世帯は53世帯です。

図表2-11 高齢者夫婦世帯

単位：世帯

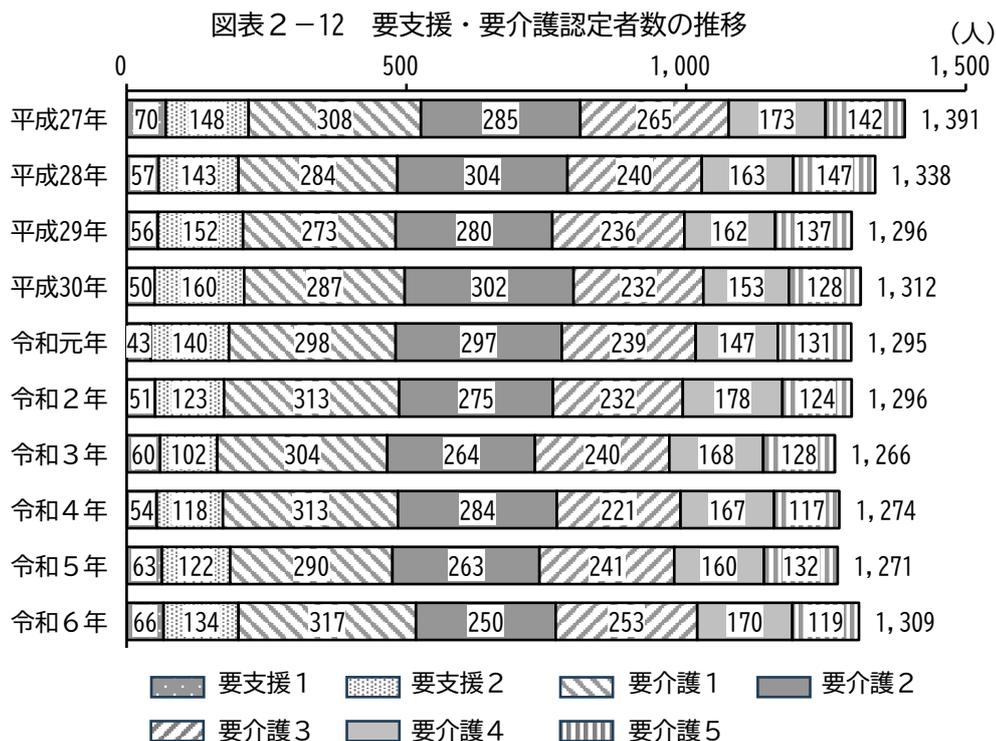
区 分		妻の年齢						計
		60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	
夫 の 年 齢	65～69歳	139	115	18	-	-	-	272
	70～74歳	36	176	181	3	-	-	396
	75～79歳	2	13	164	87	8	4	278
	80～84歳	-	-	21	122	50	3	196
	85歳以上	-	-	-	22	72	53	147
計		177	304	384	234	130	60	1,289

資料：「国勢調査」

(3) 要援護者の状況

① 要支援・要介護認定者数の推移

令和6年9月現在、介護保険制度における要支援・要介護認定者数は1,309人です。平成27年の1,391人をピークに、それ以降は、認定者数は増減を繰り返して推移しています。



※ 年度末現在、令和6年は9月現在
資料：揖斐広域連合

② 障害者手帳所持者数の推移

本町の障害者手帳を所持している人は図表2-13のとおりです。身体障害者手帳所持者は減少傾向にあり、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。

図表2-13 障害者手帳所持者数の推移

単位：人

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
身体障害者手帳	971	938	958	951	928
療育手帳	199	227	213	211	213
精神障害者保健福祉手帳	175	181	187	185	200

※ 各年度4月1日現在

③ 生活保護世帯（人員）の推移

図表2-14は、本町の生活保護世帯、人員の推移をみたものです。令和4年までほぼ30世帯台で推移していましたが、令和3年以降増加し、令和6年では41世帯、46人となっています。

図表2-14 生活保護世帯（人員）の推移

区 分	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
保護世帯数（世帯）	34	33	33	32	29	30	37	38	40	41
保護人員（人）	40	38	36	34	30	34	44	45	46	46

※ 各年度4月1日現在

（4）地域の状況

① 子ども会

令和6年4月1日現在、78の子ども会があり、会員数は1,099人となっています。単位子ども会数、会員数ともに減少傾向にあります。

図表2-15 子ども会の推移

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
単位子ども会数	109	107	105	90	85	78
会員数（人）	1,439	1,538	1,470	1,281	1,208	1,099
平均会員数（人/会）	13	14	14	14	14	14

※ 各年度4月1日現在

② 老人クラブ

老人クラブは、仲間づくり、趣味の活動、社会奉仕活動などを行っています。令和6年4月1日現在、15の老人クラブがあり、1,028人が加入していますが、クラブ数、会員数ともに減少傾向にあります。

図表2-16 老人クラブの会員数の推移

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
単位クラブ数	31	26	22	20	16	15
会員数（人）	2,459	2,113	1,599	1,429	1,131	1,028

※ 各年度4月1日現在

(5) 地域福祉活動従事者の状況

① 民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、民生委員法に基づき各市町村に置かれる民間奉仕者です。地域の身近な相談相手として、必要な支援を行っています。また、民生委員は、児童福祉法による児童委員を兼務します。令和4年12月現在、本町では64人の民生委員・児童委員が活動をしています。また、児童福祉に関する事項を専門的に担当する委員として6人が主任児童委員に指名されています。

図表2-17 民生委員・児童委員

地 区	揖斐川						
	揖斐	大和	北方	清水	小島	脛永	
人数(人)	32	8	6	3	4	8	3
地 区	谷汲	春日	久瀬	藤橋	坂内	合計	
人数(人)	11	7	7	2	5	64	

※ 令和4年12月改選

図表2-18 主任児童委員

地 区	揖斐川	谷汲	春日	久瀬	藤橋	坂内	合計
人数(人)	2	1	1	1	0	1	6

※ 令和4年12月改選

② 福祉委員

福祉委員は、区長の推薦に基づき、揖斐川町社会福祉協議会会長が委嘱しています。令和6年4月現在、245人が委嘱されており、地域住民とともに福祉のまちづくりを推進し、ご近所の方々を見守る支援者のひとりとして活動しています。

図表2-19 福祉委員

地 区	揖斐川						
	揖斐	大和	北方	清水	小島	脛永	
人数(人)	191	47	35	27	16	44	22
地 区	谷汲	春日	久瀬	藤橋	坂内	合計	
人数(人)	22	18	7	2	5	245	

※ 令和6年4月現在

③ ボランティア

ボランティアセンターに登録しているボランティア団体は、令和6年度は33団体、個人登録は58人、登録者合計数は1,357人です。

図表2-20 ボランティア登録

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
団体（団体）	29	27	32	31	32	33
所属人数（人）	1,358	1,236	1,560	1,338	1,385	1,299
個人（人）	15	41	53	53	52	58
合計（人）	1,373	1,277	1,613	1,391	1,437	1,357

※所属人数の多い主な団体・・・赤十字奉仕団、社協ボランティア

※ 各年度4月1日現在

（6）地域福祉活動等の状況

① 福祉に関する相談事業

本町では、福祉に関する相談事業として、心配ごと相談および知的障がい児者相談を基本的に毎月実施しています。

図表2-21 福祉に関する相談事業

相談事業名	相談対応者	相談内容	相談会会場 開催日
心配ごと相談	民生委員・児童委員	心配ごと全般	揖斐公民館 第2水曜日
知的障がい児者相談	知的障害者相談員	知的障がいに関すること	福祉総合支援センター 第2月曜日
身体障がい児者相談	身体障害者相談員	身体障がいに関すること	揖斐公民館 第2木曜日
障がいに関する巡回相談	障がい者相談支援事業所	障がいに関すること	揖斐川町役場

※ 障がいに関する相談は、各相談支援事業所へ直接来所・電話により随時受け付けています。

※ 令和6年4月現在

図表2-22 福祉に関する相談件数

相談対応者	相談内容	件数区分	相談件数				
			R1	R2	R3	R4	R5
民生委員・児童委員	心配ごと全般	相談会実績	4	1	5	4	4
知的障害者相談員	知的障がいに関すること	随時相談実績	44	11	20	23	9
身体障害者相談員	身体障がいに関すること	随時相談実績	44	32	14	49	59
障がい者相談支援事業所	障がいに関すること	R6. 10月から開始					

② ふれあいいいききサロン

社協では、子どもから高齢者まで誰でも気軽に参加できるふれあいの場として「ふれあいいいききサロン」の取組を推進しています。令和6年4月現在、75か所で開催されています。

図表2-23 ふれあいいいききサロン

地 区	揖斐川						
	揖斐	大和	北方	清水	小島	脛永	
登録数	39	11	7	4	2	10	5
地 区	谷汲	春日	久瀬	藤橋	坂内	合計	
登録数	16	8	7	2	3	75	

※ 令和6年4月現在

③ 集いの場

社協では、高齢者が地域とつながりを持ち続ける場として「集いの場」の取組を推進しています。

集いの場は、年齢や心身の状態等によって高齢者を分け隔てることなく誰でも一緒に参加することができ、健康づくり、生きがいつくり、仲間づくりなどの介護予防を目的とした活動を行う場です。

身近な場所で地域とつながりを持ち続けることで、孤独、孤立を防ぐとともに、地域全体で高齢者を見守り、支え合う仕組みづくりにつながります。

このような取組を月4回以上開催するものを「集いの場」と位置付け、活動を支援します。

図表2-24 集いの場

開催地区	集いの場
揖斐地区	GGフレンズ
北方地区	森前ニコニコ会
小島地区	溝尻区
坂内地区	ほっこりタイム「いろり」

※ 令和6年4月現在

2 アンケート調査結果の概要

(1) 調査の概要

揖斐川町総合計画及び揖斐川町地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定のため、アンケート調査を実施しました。

図表2-25 調査の概要

	一般	中学生
調査数	2,000件	282件
調査対象	無作為抽出	町内中学1・2年生 全員
回答方法	郵送	インターネット（タブレット）
実施時期	令和6年7月11日～7月29日	令和6年6月28日～7月19日
有効回答数	824件	145件
有効回答率	41.2%	51.4%

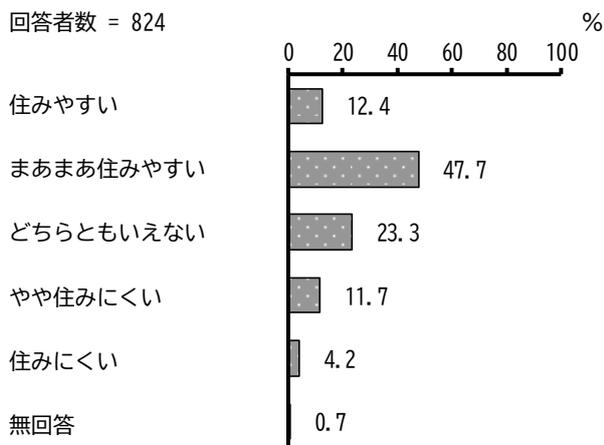
※回答は各質問の回答者数を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。

(2) 住民意識調査（一般）の主な調査の結果

① 住んでいる地域の住みやすさ

「住みやすい」と「まあまあ住みやすい」を合わせた割合は60.1%となっています。

図表2-26 住んでいる地域の住みやすさ



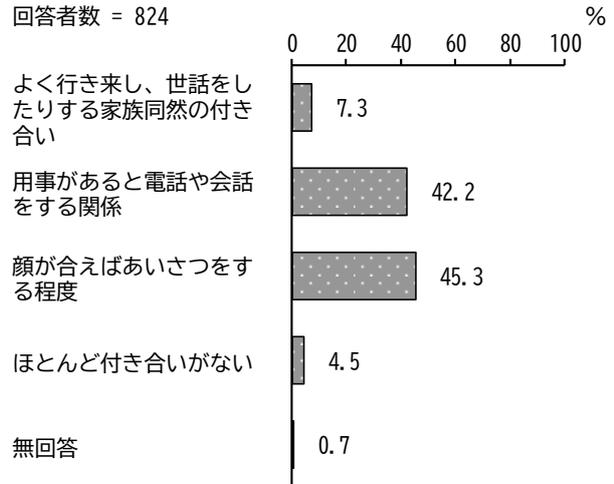
② 近所付き合いの程度

図表2-27 近所付き合いの程度

「顔が合えばあいさつをする程度」が45.3%と最も高く、次いで「用事があると電話や会話をする関係」が42.2%となっています。

年齢別にみると、年齢が上がるにつれて「用事があると電話や会話をする関係」「よく行き来し、世話をしたりする家族同然の付き合い」の＜比較的濃いつきあい＞をする割合が高くなり、「顔が合えばあいさつをする程度」や「ほとんど付き合いがない」の割合が低くなる傾向にあります。

地区別にみると、揖斐川地区に比べて、谷汲地区、春日地区、久瀬地区・藤橋地区・坂内地区では、＜比較的濃いつきあいをする＞割合が高くなっています。



図表2-28 年齢別、地区別近所付き合いの程度

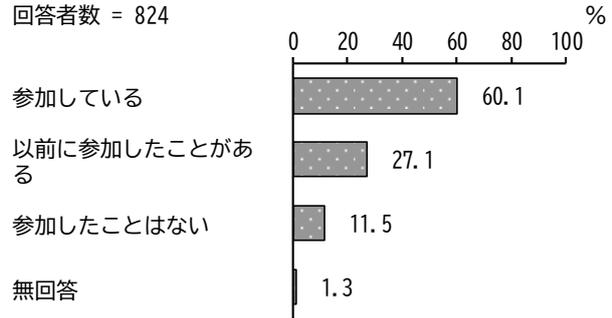
単位：%

		よく行き来し、世話をしたりする家族同然の付き合い	用事があると電話や会話をする関係	顔が合えばあいさつをする程度	ほとんど付き合いがない	無回答
年齢別	10歳代(N=6)	—	—	66.7	33.3	—
	20歳代(N=32)	—	9.4	62.5	28.1	—
	30歳代(N=52)	5.8	17.3	65.4	11.5	—
	40歳代(N=108)	2.8	25.9	65.7	4.6	0.9
	50歳代(N=123)	1.6	43.1	52.8	2.4	—
	60歳代(N=229)	9.2	47.2	40.2	3.1	0.4
	70歳以上(N=271)	11.1	54.2	32.1	1.8	0.7
地区別	揖斐川地区(N=620)	5.0	40.3	49.2	5.2	0.3
	谷汲地区(N=126)	10.3	50.0	35.7	3.2	0.8
	春日地区(N=30)	23.3	43.3	33.3	—	—
	久瀬地区・藤橋地区・坂内地区(N=44)	20.5	50.0	27.3	2.3	—

③ 地域行事・地域活動の参加状況

「参加している」が60.1%、「以前に参加したことがある」が27.1%、「参加したことはない」が11.5%となっています。

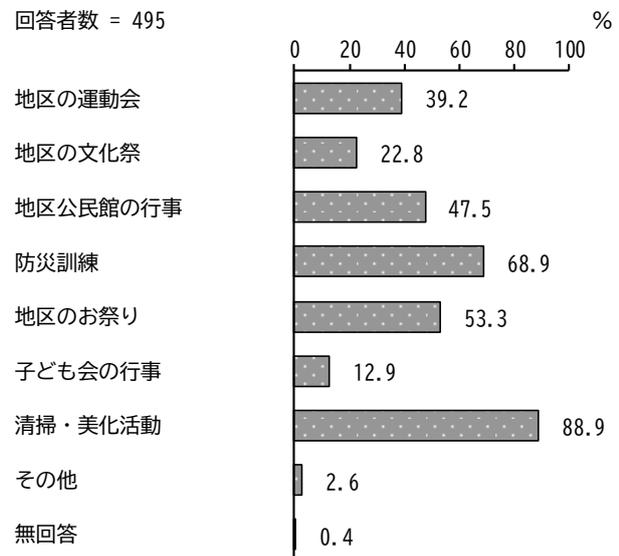
図表2-29 地域活動の参加状況



④ 参加している地域行事

「清掃・美化活動」が88.9%と最も高く、次いで「防災訓練」が68.9%、「地区のお祭り」が53.3%となっています。

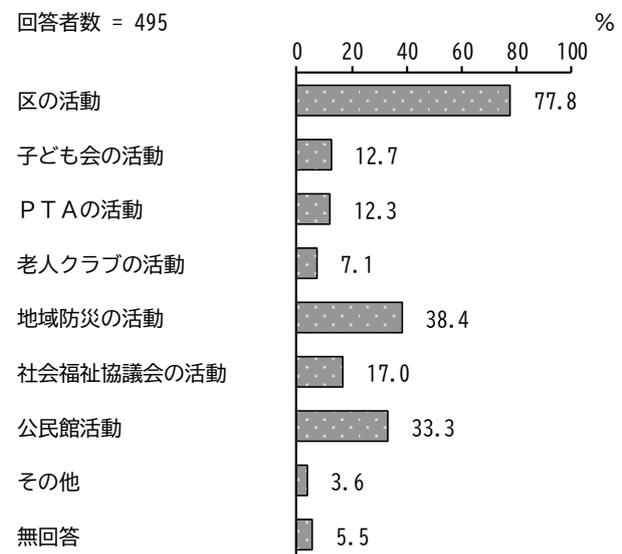
図表2-30 参加している地域行事



⑤ 参加している地域活動

「区の活動」が77.8%と最も高く、次いで「地域防災の活動」が38.4%、「公民館活動」が33.3%となっています。

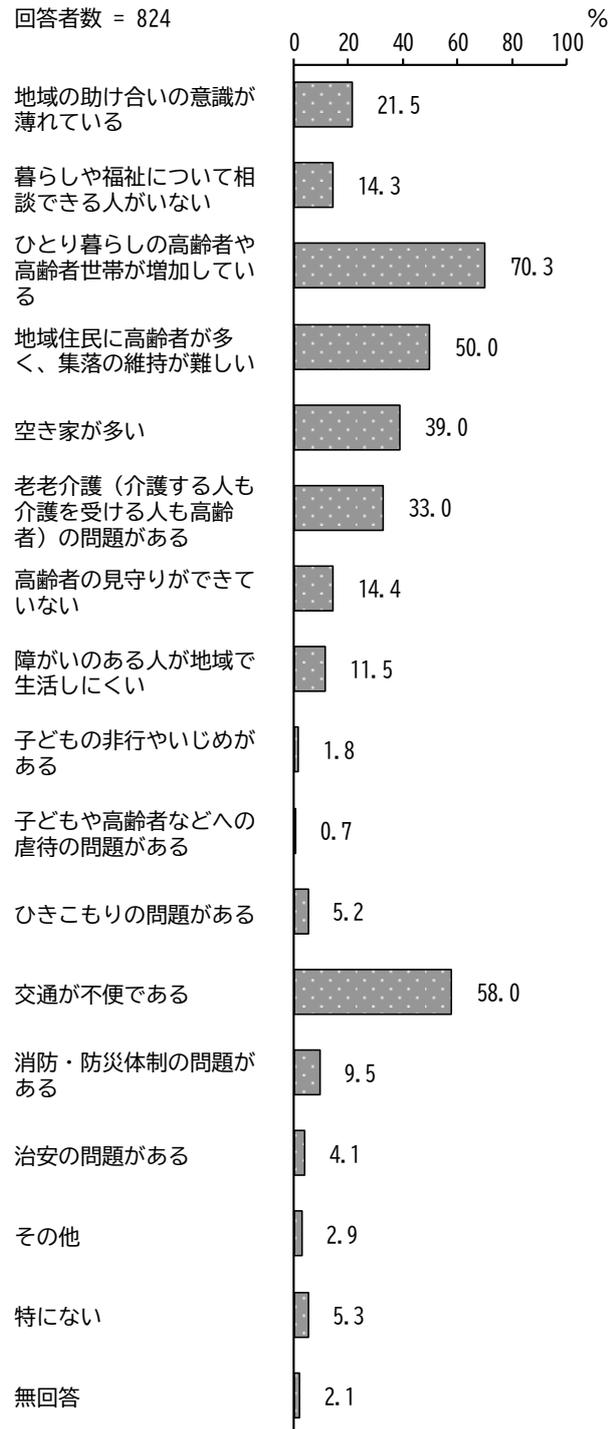
図表2-31 参加している地域活動



⑥ 地域の福祉的な課題

「ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯が増加している」が70.3%と最も高く、次いで「交通が不便である」が58.0%、「地域住民に高齢者が多く、集落の維持が難しい」が50.0%となっています。

図表2-32 地域の福祉的な課題

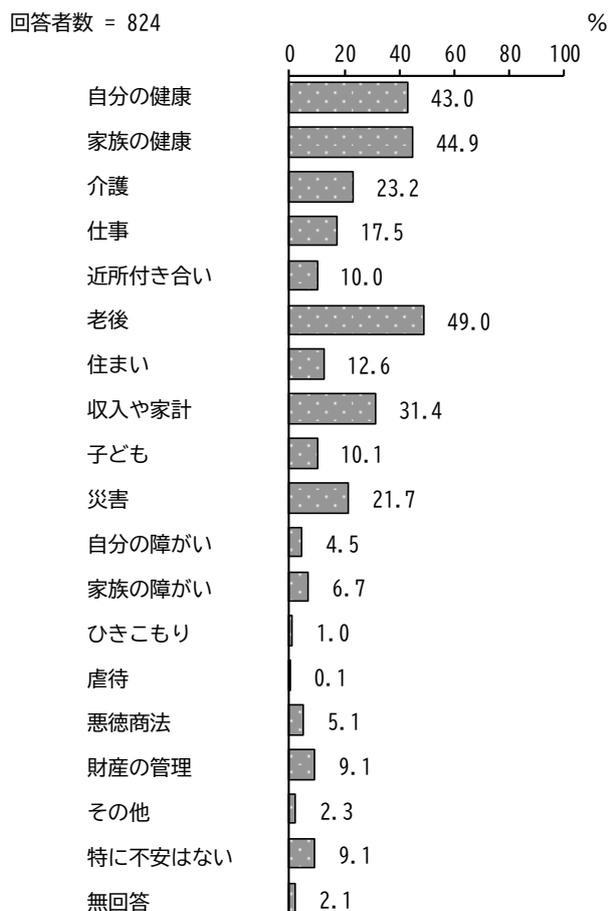


⑦ 暮らしの中で不安なこと

「老後」が49.0%と最も高く、次いで「家族の健康」が44.9%、「自分の健康」が43.0%となっています。

年齢別にみると、20歳代と30歳代は「収入や家計」、30歳代～60歳代は「老後」、70歳以上は「自分の健康」が最も高くなっています。

図表2-33 暮らしの中で不安なこと



図表2-34 年齢別暮らしの中で不安なこと

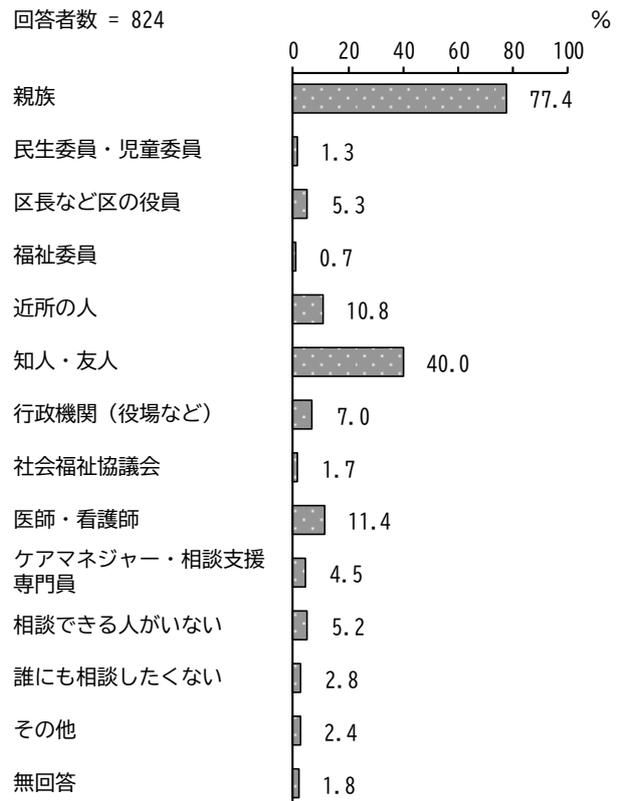
単位：%

		自分の健康	家族の健康	介護	仕事	近所付き合い	老後	住まい	収入や家計	子ども	災害	自分の障がい	家族の障がい	ひきこもり	虐待	悪徳商法	財産の管理	その他	特に不安はない	無回答
年齢別	10歳代(N=6)	-	16.7	-	33.3	16.7	16.7	16.7	33.3	-	16.7	-	-	-	-	-	-	-	33.3	-
	20歳代(N=32)	25.0	21.9	21.9	25.0	3.1	28.1	9.4	34.4	6.3	21.9	-	-	3.1	-	-	6.3	6.3	28.1	-
	30歳代(N=52)	32.7	38.5	13.5	30.8	19.2	34.6	7.7	44.2	34.6	17.3	3.8	9.6	1.9	-	-	3.8	5.8	3.8	-
	40歳代(N=108)	21.3	42.6	17.6	27.8	8.3	43.5	18.5	33.3	29.6	17.6	2.8	7.4	-	-	1.9	10.2	0.9	10.2	2.8
	50歳代(N=123)	39.8	45.5	30.9	24.4	12.2	57.7	11.4	37.4	4.1	22.0	4.1	9.8	-	-	5.7	11.4	0.8	3.3	-
	60歳代(N=229)	47.2	45.9	27.1	17.5	9.2	52.8	17.0	34.1	7.0	26.2	3.5	3.5	1.3	0.4	8.7	10.5	2.2	9.2	2.2
	70歳以上(N=271)	54.6	49.4	20.7	6.3	9.2	49.8	8.5	23.2	3.3	20.7	6.6	7.7	1.1	-	4.4	8.1	2.6	9.6	3.3

⑧ 相談相手

「親族」が77.4%と最も高く、次いで「知人・友人」が40.0%、「医師・看護師」が11.4%となっています。

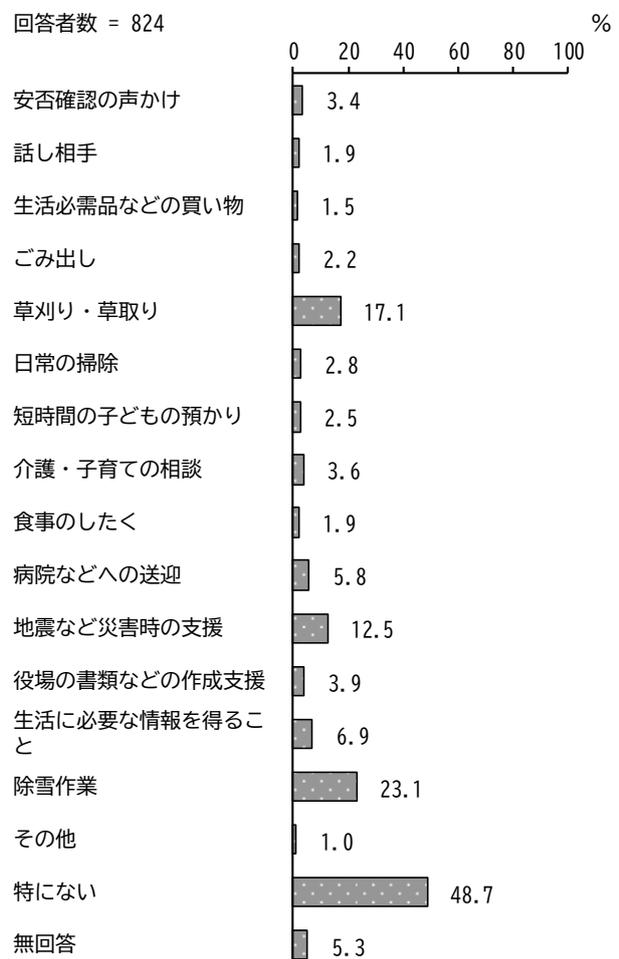
図表2-35 相談相手



⑨ 家族以外で手助けしてほしいこと

「特にない」が48.7%と最も高く、次いで「除雪作業」が23.1%、「草刈り・草取り」が17.1%となっています。

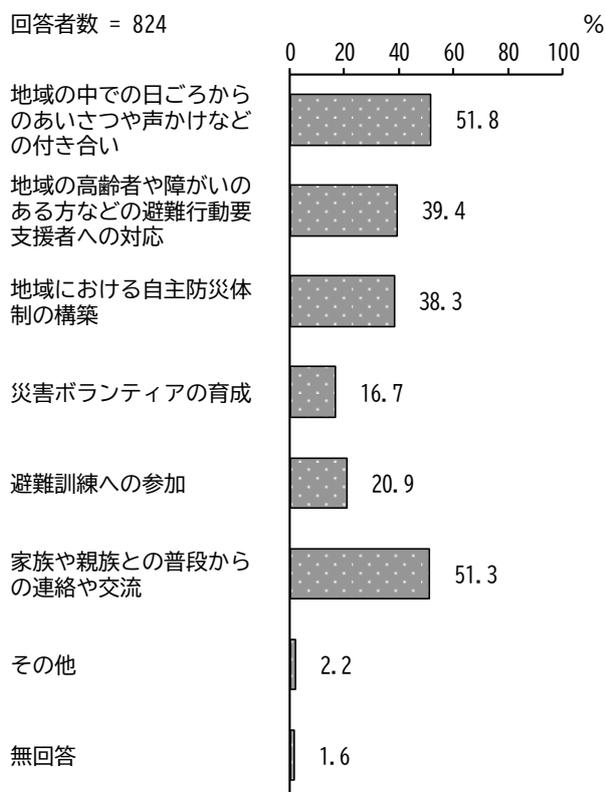
図表2-36 家族以外で手助けしてほしいこと



⑩ 災害時における助け合いを行う上で必要なこと

「地域の中での日ごろからのあいさつや声かけなどの付き合い」が51.8%と最も高く、次いで「家族や親族との普段からの連絡や交流」が51.3%、「地域の高齢者や障がいのある方などの避難行動要支援者への対応」が39.4%となっています。

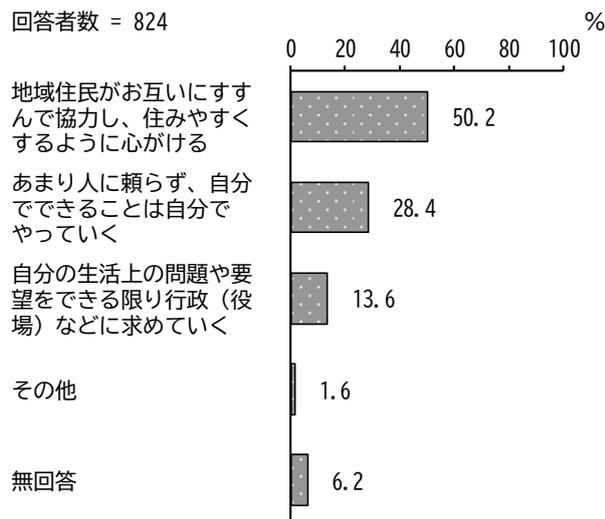
図表2-37 災害時における助け合いを行う上で必要なこと



⑪ 地域生活で重要なこと

「地域住民がお互いにすすんで協力し、住みやすくするように心がける」が50.2%と最も高く、次いで「あまり人に頼らず、自分でできることは自分でやっていく」が28.4%、「自分の生活上の問題や要望をできる限り行政（役場）などに求めている」が13.6%となっています。

図表2-38 地域生活で重要なこと

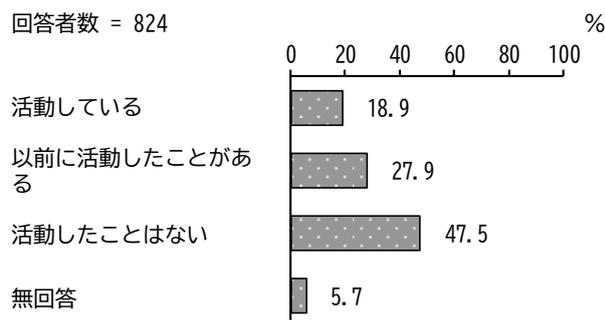


⑫ ボランティアの活動状況

図表2-39 ボランティアの活動状況

「活動している」が18.9%、「以前に活動したことがある」が27.9%、「活動したことはない」が47.5%となっています。

年齢別にみると、60歳代以上で「活動している」が高くなっています。



図表2-40 年齢別ボランティアの活動状況

単位：%

		活動している	以前に活動したことがある	活動したことはない	無回答
年齢別	10歳代(N=6)	16.7	50.0	33.3	—
	20歳代(N=32)	—	40.6	56.3	3.1
	30歳代(N=52)	17.3	30.8	50.0	1.9
	40歳代(N=108)	8.3	30.6	55.6	5.6
	50歳代(N=123)	17.9	27.6	48.8	5.7
	60歳代(N=229)	22.3	24.5	49.3	3.9
	70歳以上(N=271)	23.6	27.3	40.6	8.5

⑬ 今後のボランティア等への参加希望

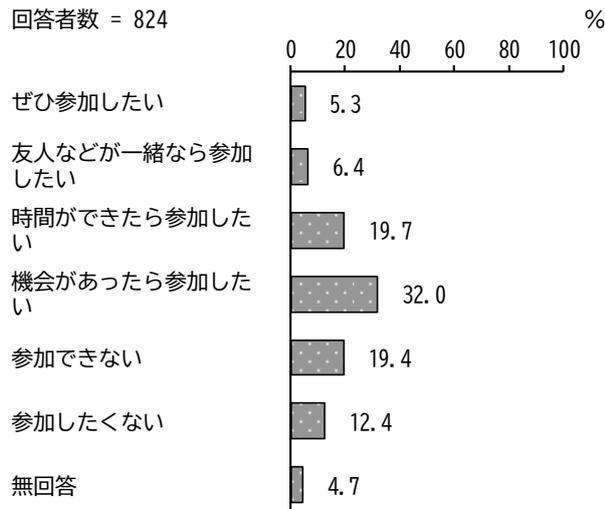
図表2-41 今後のボランティア等への参加希望

「機会があったら参加したい」が32.0%と最も高く、次いで「時間ができたら参加したい」が19.7%、「参加できない」が19.4%となっています。

また、「ぜひ参加したい」「友人などが一緒なら参加したい」「時間ができたら参加したい」「機会があったら参加したい」をあわせた参加意向は63.4%となっています。

年齢別にみると、参加意向は30歳代以上で6割以上となっています。

回答者数 = 824



図表2-42 年齢別今後のボランティア等への参加希望

単位：%

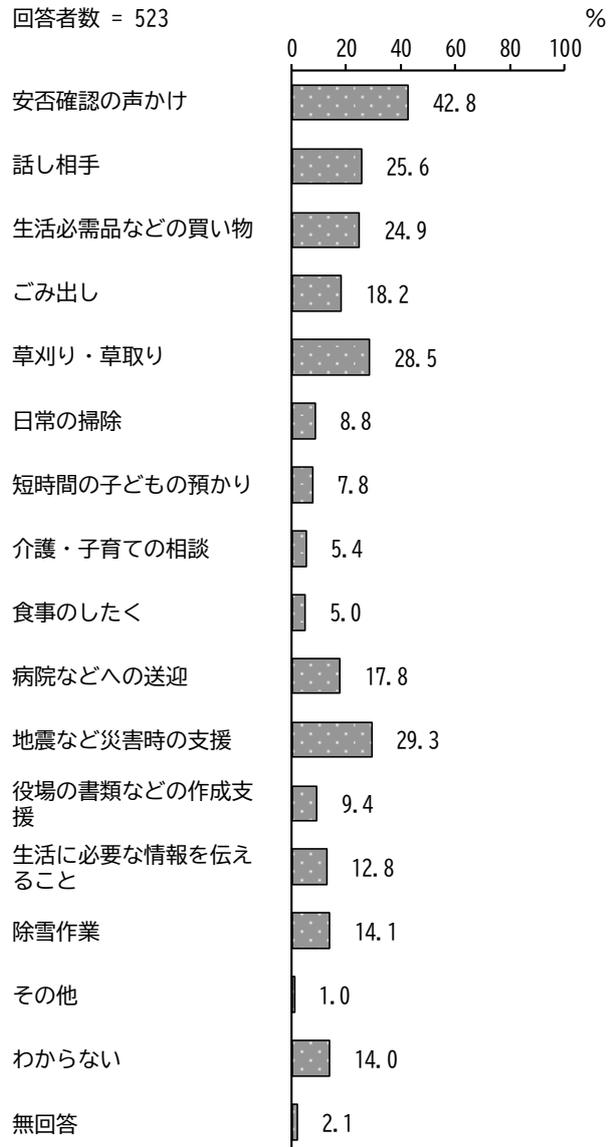
年齢別	年齢	ぜひ参加したい	友人などが一緒なら参加したい	時間ができたら参加したい	機会があったら参加したい	参加できない	参加したくない	無回答
		10歳代(N=6)	—	16.7	—	—	33.3	33.3
20歳代(N=32)	—	3.1	21.9	25.0	15.6	34.4	—	
30歳代(N=52)	5.8	9.6	26.9	26.9	11.5	17.3	1.9	
40歳代(N=108)	1.9	1.9	17.6	38.9	16.7	21.3	1.9	
50歳代(N=123)	2.4	8.9	27.6	29.3	15.4	12.2	4.1	
60歳代(N=229)	7.4	7.0	18.3	34.9	16.2	10.0	6.1	
70歳以上(N=271)	7.0	5.9	16.6	30.6	26.9	7.0	5.9	

⑭ 今後、自分自身ができそうな地域の助け合い活動

「安否確認の声かけ」が42.8%と最も高く、次いで「地震など災害時の支援」が29.3%、「草刈り・草取り」が28.5%となっています。

図表2-43 今後、自分自身ができそうな地域の助け合い活動

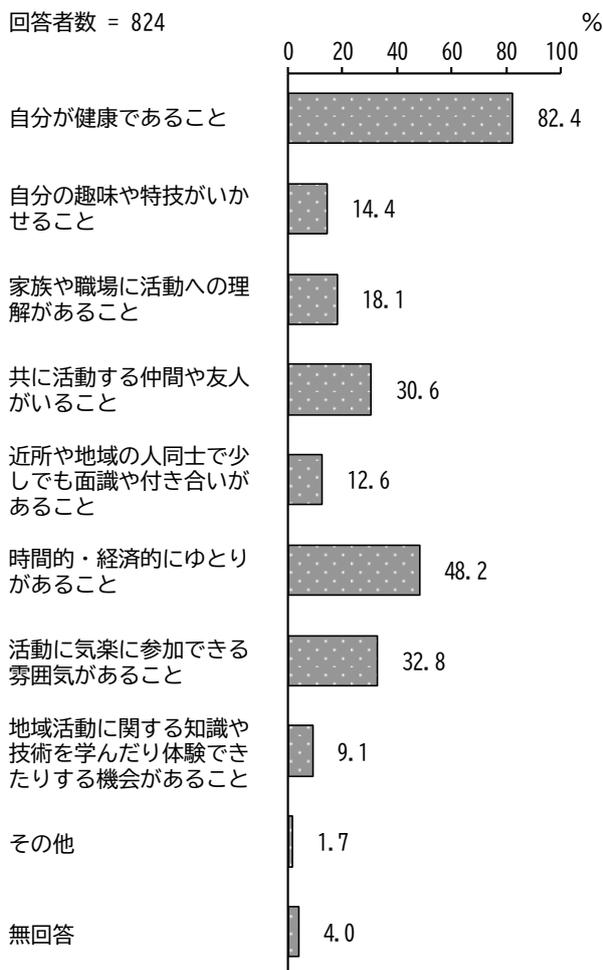
回答者数 = 523



⑮ ボランティア活動を進めていく上で必要なこと

「自分が健康であること」が82.4%と最も高く、次いで「時間的・経済的にゆとりがあること」が48.2%、「活動に気楽に参加できる雰囲気があること」が32.8%となっています。

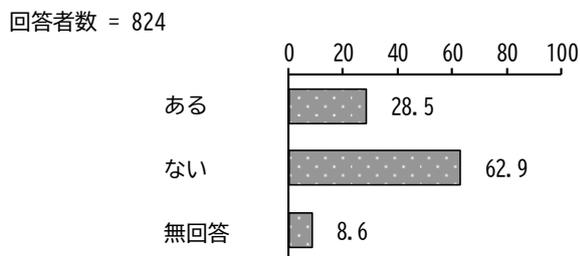
図表2-44 ボランティア活動を進めていく上で必要なこと



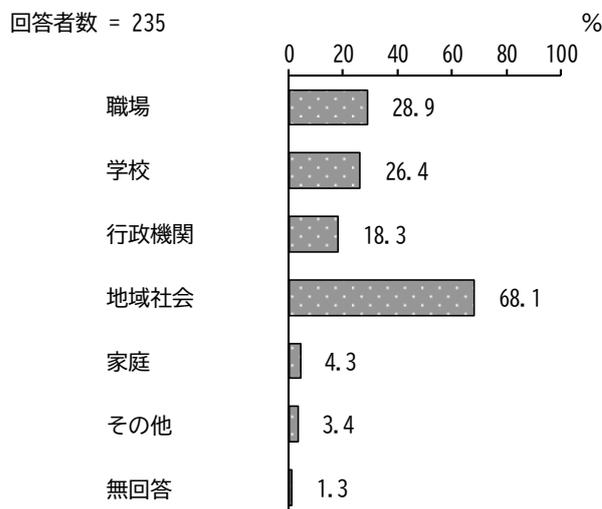
⑯ 障がいのある方に対する差別や偏見を感じた経験

差別や偏見を感じた経験について、「ある」が28.5%、「ない」が62.9%となっています。差別や偏見を感じた場面については、「地域社会」が68.1%と最も高く、次いで「職場」が28.9%、「学校」が26.4%となっています。

図表2-45 差別や偏見を感じた経験



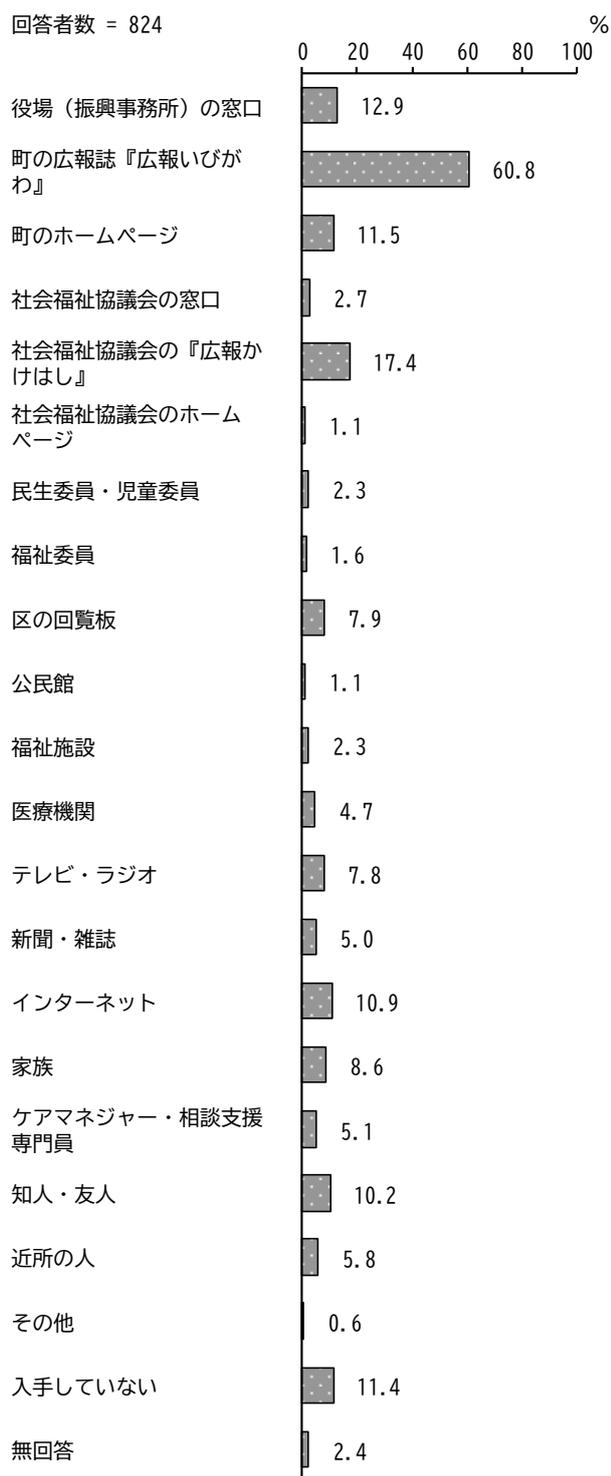
図表2-46 差別や偏見を感じた場面



⑰ 福祉サービスの情報の入手手段

「町の広報誌『広報いびがわ』」が60.8%と最も高く、次いで「社会福祉協議会の『広報かけはし』」が17.4%、「役場（振興事務所）の窓口」が12.9%となっています。

図表2-47 福祉サービスの情報の入手手段



年齢別にみると、30歳代～70歳以上では「町の広報誌『広報いびがわ』」が高くなっています。40歳代以下では「インターネット」の割合が高くなっています。

図表2-48 年齢別福祉サービスの情報の入手手段

単位：％

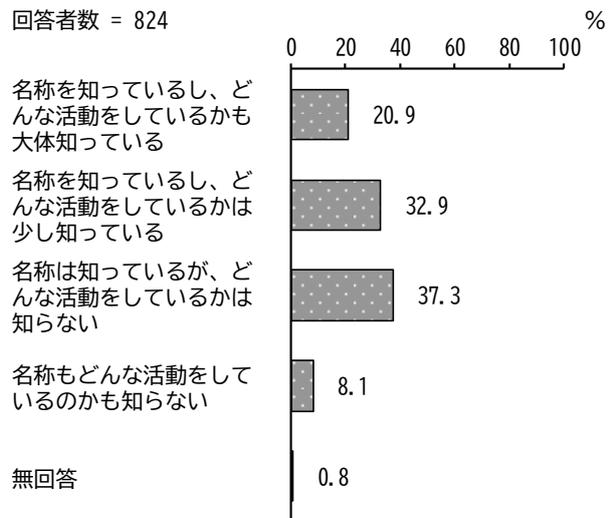
		役場 (振興事務所)の窓口	町の広報誌『広報いびがわ』	町のホームページ	社会福祉協議会の窓口	社会福祉協議会の『広報かけはし』	社会福祉協議会のホームページ	民生委員・児童委員	福祉委員	区の回覧板	公民館	福祉施設
年齢別	10歳代(N=6)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	16.7
	20歳代(N=32)	6.3	18.8	3.1	—	—	—	3.1	—	—	—	—
	30歳代(N=52)	21.2	51.9	17.3	1.9	7.7	—	—	1.9	3.8	—	—
	40歳代(N=108)	8.3	59.3	10.2	—	9.3	1.9	—	—	3.7	—	1.9
	50歳代(N=123)	13.0	55.3	22.0	0.8	8.1	—	0.8	0.8	7.3	—	2.4
	60歳代(N=229)	11.8	65.9	12.2	3.5	22.3	1.7	3.1	2.2	7.9	1.7	3.9
	70歳以上(N=271)	14.8	67.9	6.6	4.4	25.1	1.1	3.7	2.2	11.8	1.8	1.5

		医療機関	テレビ・ラジオ	新聞・雑誌	インターネット	家族	ケアマネジャー・相談支援専門員	知人・友人	近所の人	その他	入手していない	無回答
年齢別	10歳代(N=6)	—	—	—	50.0	16.7	—	—	—	—	33.3	—
	20歳代(N=32)	—	15.6	3.1	28.1	15.6	—	3.1	—	—	40.6	—
	30歳代(N=52)	1.9	5.8	—	28.8	15.4	3.8	11.5	—	—	17.3	—
	40歳代(N=108)	5.6	15.7	4.6	24.1	12.0	0.9	11.1	1.9	0.9	13.0	0.9
	50歳代(N=123)	6.5	5.7	2.4	14.6	8.1	2.4	11.4	4.9	1.6	13.8	0.8
	60歳代(N=229)	5.2	9.6	6.6	5.7	7.0	7.4	10.9	7.0	—	7.4	3.9
	70歳以上(N=271)	4.4	3.7	6.3	1.8	6.6	6.6	9.2	8.9	0.7	8.1	3.3

⑱ 民生委員・児童委員の制度の認知度

図表2-49 民生委員・児童委員の制度の認知度

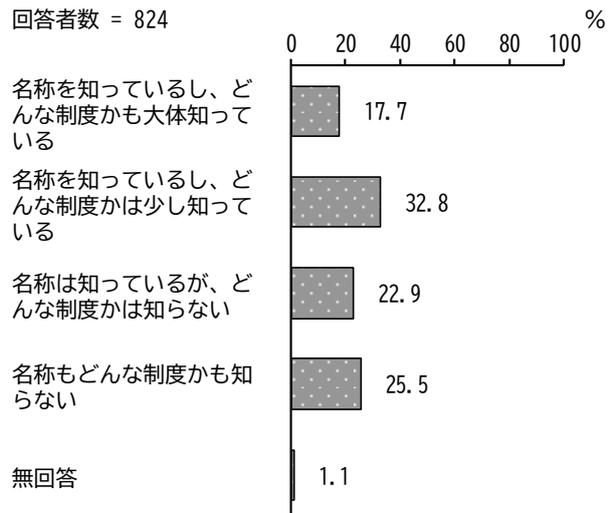
「名称は知っているが、どんな活動をしているかは知らない」が37.3%と最も高く、次いで「名称を知っているし、どんな活動をしているかは少し知っている」が32.9%、「名称を知っているし、どんな活動をしているかも大体知っている」が20.9%となっています。



⑲ 成年後見制度の認知度

図表2-50 成年後見制度の認知度

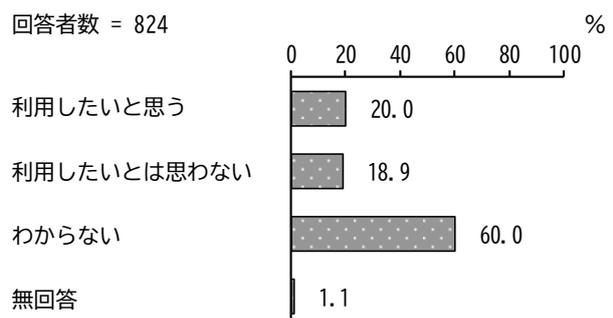
「名称を知っているし、どんな制度かは少し知っている」が32.8%と最も高く、次いで「名称もどんな制度かも知らない」が25.5%、「名称は知っているが、どんな制度かは知らない」が22.9%となっています。



⑳ 自身の判断能力が不十分になった場合の成年後見制度の利用希望

図表2-51 自身の判断能力が不十分になった場合の成年後見制度の利用希望

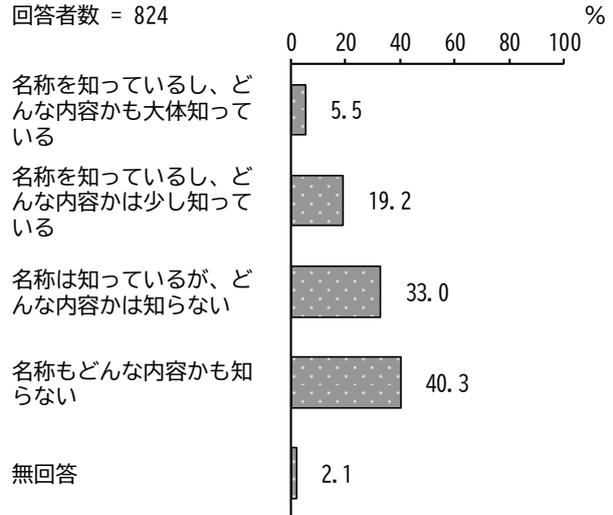
「利用したいと思う」が20.0%、「利用したいとは思わない」が18.9%、「わからない」が60.0%となっています。



① 再犯防止推進法の認知度

「名称もどんな内容かも知らない」が40.3%と最も高く、次いで「名称は知っているが、どんな内容かは知らない」が33.0%、「名称を知っているし、どんな内容かは少し知っている」が19.2%となっています。

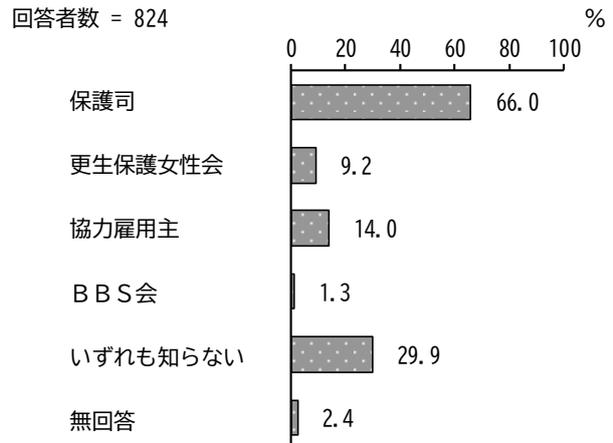
図表2-52 再犯防止推進法の認知度



② 再犯防止に協力する民間協力者の認知度

「保護司」が66.0%と最も高く、次いで「いずれも知らない」が29.9%、「協力雇用主」が14.0%となっています。

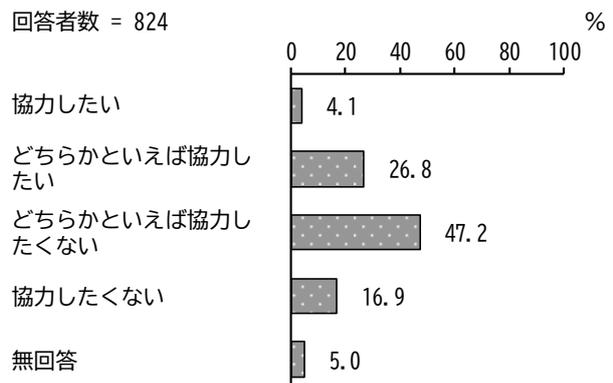
図表2-53 再犯防止に協力する民間協力者の認知度



③ 犯罪をした者の立ち直り支援への協力

「どちらかといえば協力したくない」が47.2%と最も高く、次いで「どちらかといえば協力したい」が26.8%、「協力したくない」が16.9%となっています。

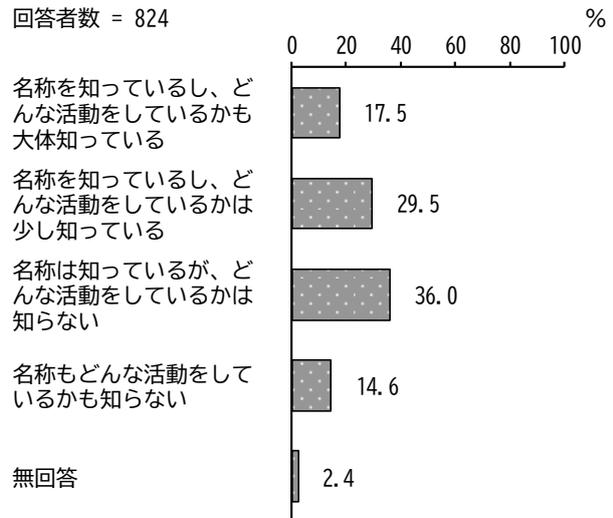
図表2-54 犯罪をした者の立ち直り支援への協力



④ 揖斐川町社会福祉協議会の認知度

「名称は知っているが、どんな活動をしているかは知らない」が36.0%と最も高く、次いで「名称を知っているし、どんな活動をしているかは少し知っている」が29.5%、「名称を知っているし、どんな活動をしているかも大体知っている」が17.5%となっています。

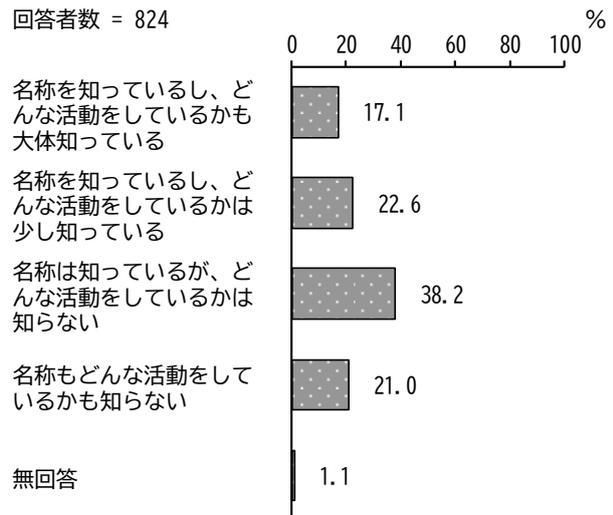
図表2-55 揖斐川町社会福祉協議会の認知度



⑤ 福祉委員の認知度

「名称は知っているが、どんな活動をしているかは知らない」が38.2%と最も高く、次いで「名称を知っているし、どんな活動をしているかは少し知っている」が22.6%、「名称もどんな活動をしているかも知らない」が21.0%となっています。

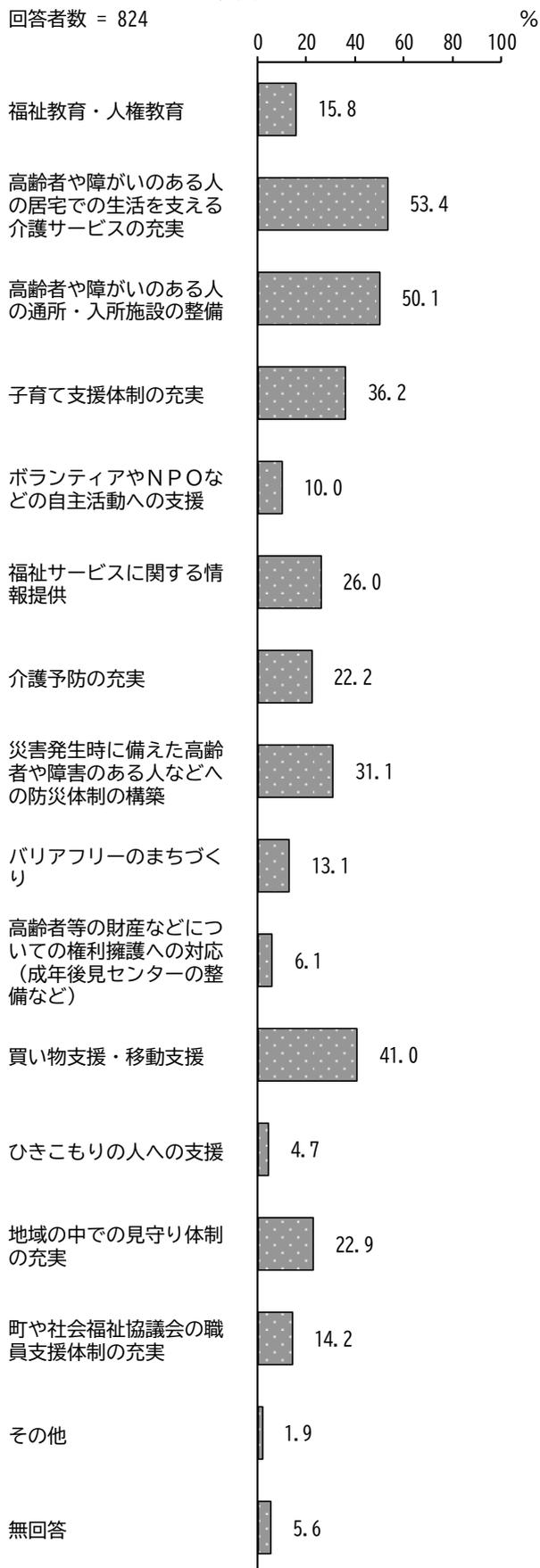
図表2-56 福祉委員の認知度



②⑥ これからの揖斐川町の福祉において大切なこと

「高齢者や障がいのある人の居宅での生活を支える介護サービスの充実」が53.4%と最も高く、次いで「高齢者や障がいのある人の通所・入所施設の整備」が50.1%、「買い物支援・移動支援」が41.0%となっています。

図表2-57 これからの揖斐川町の福祉において大切なこと



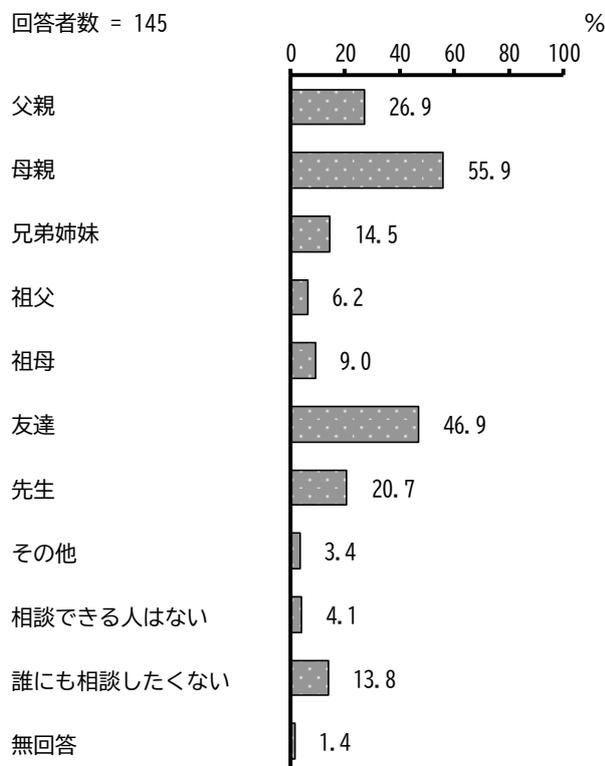
(3) 住民意識調査（中学生）の主な調査の結果

① 相談相手

「母親」が55.9%と最も高く、次いで「友達」が46.9%、「父親」が26.9%となっています。

「相談できる人はない」が4.1%、「誰にも相談したくない」が13.8%となっています。

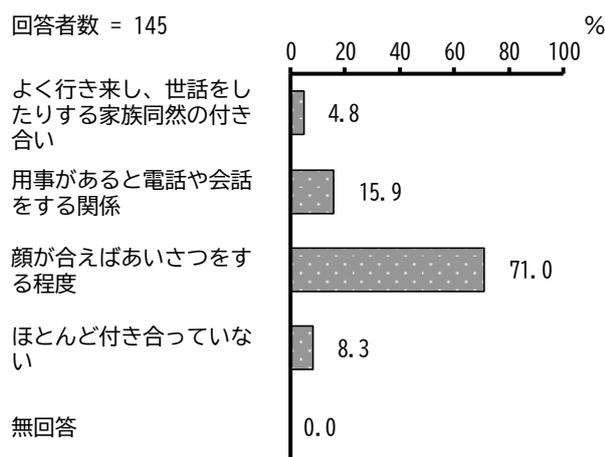
図表2-58 相談相手



② 近所付き合いの程度

「顔が合えばあいさつをする程度」が71.0%と最も高く、次いで「用事があると電話や会話をする関係」が15.9%、「ほとんど付き合いがない」が8.3%となっています。

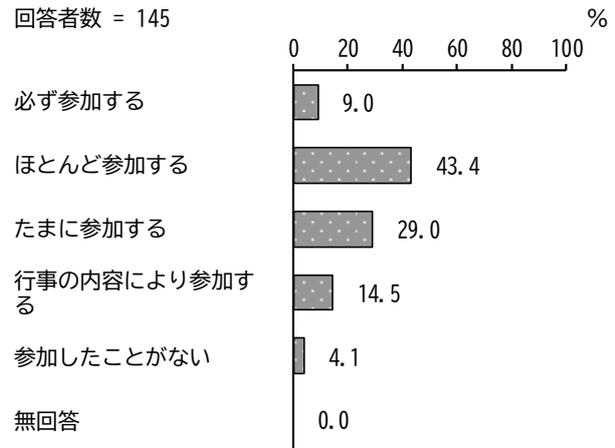
図表2-59 近所付き合いの程度



③ 地域活動の参加状況

「ほとんど参加する」が43.4%と最も高く、次いで「たまに参加する」が29.0%、「行事の内容により参加する」が14.5%となっています。

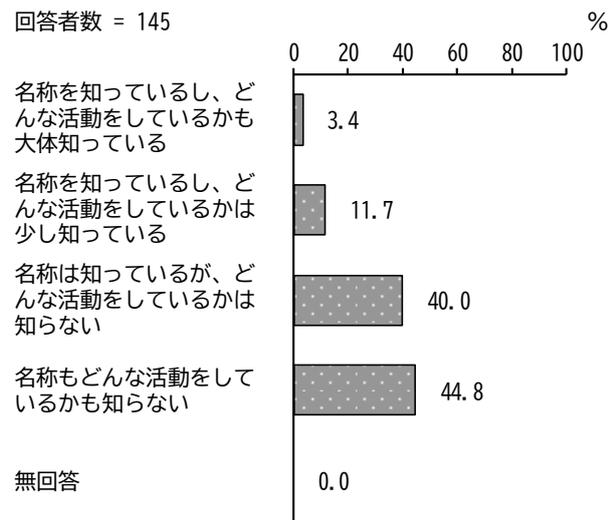
図表2-60 地域活動の参加状況



④ 社会福祉協議会の認知度

「名称もどんな活動をしているかも知らない」が44.8%と最も高く、次いで「名称は知っているが、どんな活動をしているかは知らない」が40.0%、「名称を知っているし、どんな活動をしているかは少し知っている」が11.7%となっています。

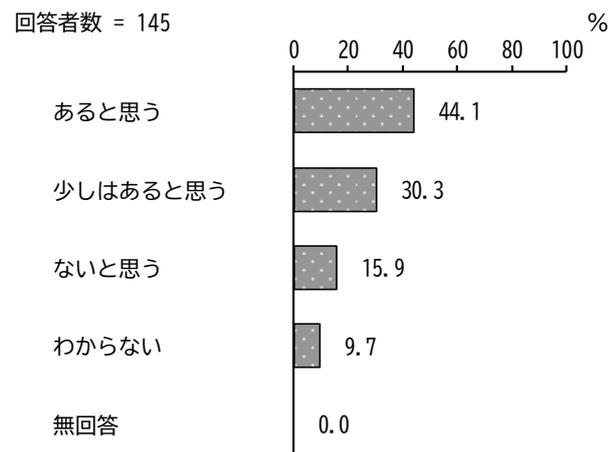
図表2-61 社会福祉協議会の認知度



⑤ 障がい者に対する差別や偏見の有無

「あると思う」が44.1%と最も高く、次いで「少しはあると思う」が30.3%、「ないと思う」が15.9%となっています。

図表2-62 障がい者に対する差別や偏見の有無

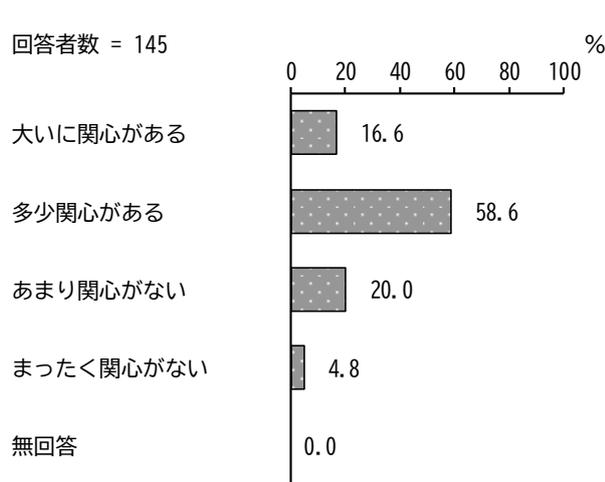


⑥ 地域の助け合いや福祉などの関心の有無

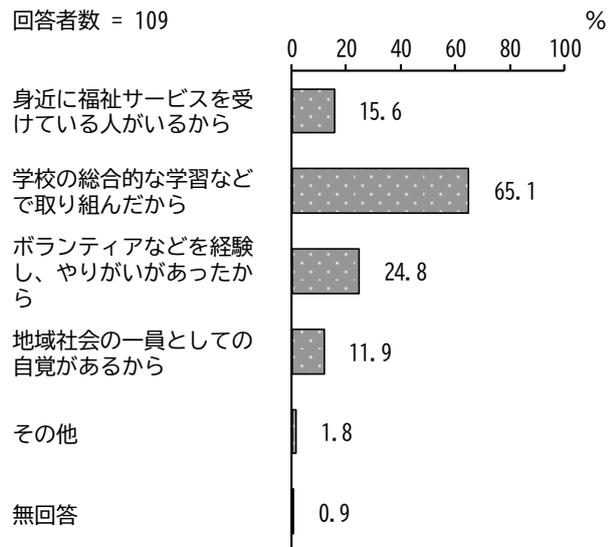
福祉などの関心の有無については、「大いに興味がある」と「多少興味がある」を合わせた割合は75.2%となっています。

興味がある理由は、「学校の総合的な学習などで取り組んだから」が65.1%と最も高く、次いで「ボランティアなどを経験し、やりがいがあったから」が24.8%、「身近に福祉サービスを受けている人がいるから」が15.6%となっています。

図表2-63 福祉などの関心の有無



図表2-64 福祉に興味がある理由

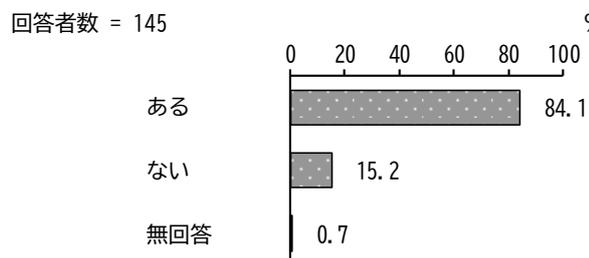


⑦ 福祉についての学習状況

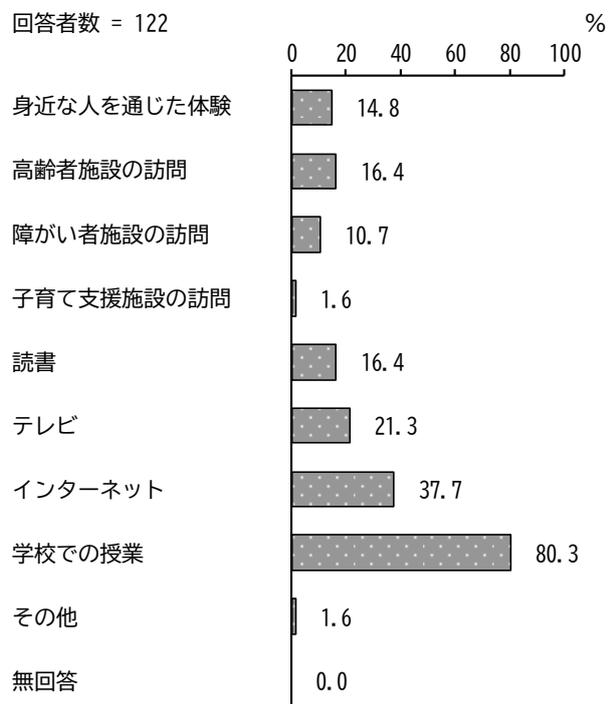
福祉について学んだ経験は、「ある」が84.1%、「ない」が15.2%となっています。

福祉について学んだ方法は、「学校での授業」が80.3%と最も高く、次いで「インターネット」が37.7%、「テレビ」が21.3%となっています。

図表2-65 福祉について学んだ経験



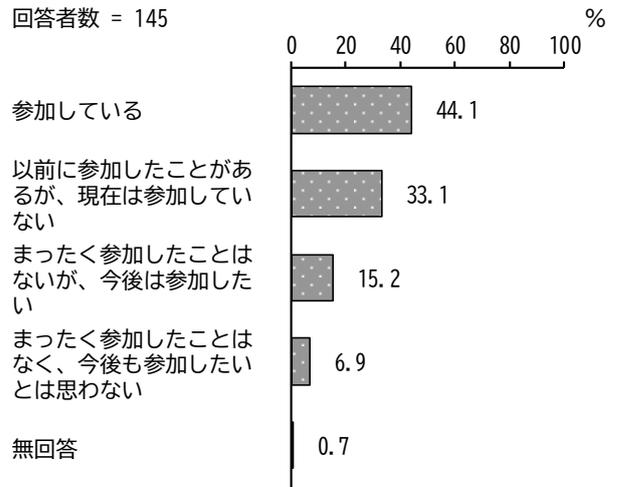
図表2-66 福祉について学んだ方法



⑧ 現在のボランティア活動の参加状況

「参加している」が44.1%と最も高く、次いで「以前に参加したことがあるが、現在は参加していない」が33.1%、「まったく参加したことはないが、今後は参加したい」が15.2%となっています。

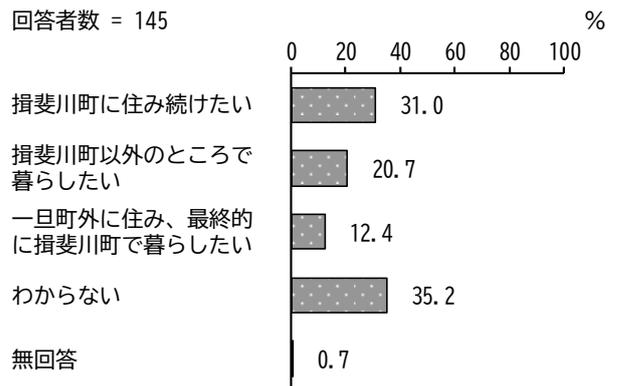
図表2-67 現在のボランティア活動の参加状況



⑨ 将来も揖斐川町に住み続けたいか

「わからない」が35.2%と最も高く、次いで「揖斐川町に住み続けたい」が31.0%、「揖斐川町以外のところで暮らしたい」が20.7%となっています。

図表2-68 将来も揖斐川町に住み続けたいか

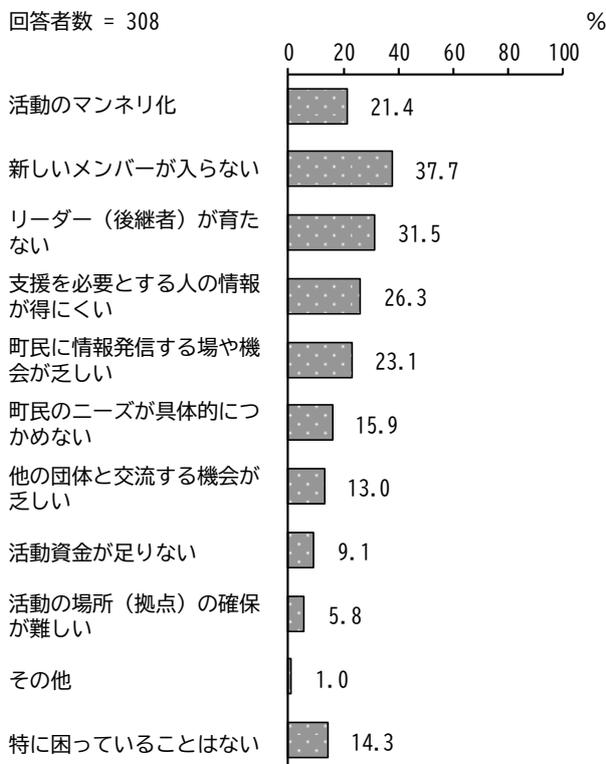


(4) 福祉活動者の調査の結果

① 福祉活動等を行う上で困っていること

「新しいメンバーが入らない」が37.7%と最も高く、次いで「リーダー（後継者）が育たない」が31.5%、「支援を必要とする人の情報が得にくい」が26.3%となっています。

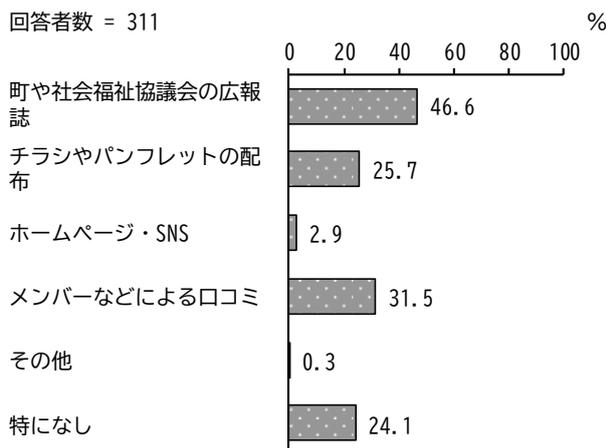
図表2-69 福祉活動等を行う上で困っていること



② 福祉活動情報の発信方法

「町や社会福祉協議会の広報誌」が46.6%と最も高く、次いで「メンバーなどによる口コミ」が31.5%、「チラシやパンフレットの配布」が25.7%となっています。

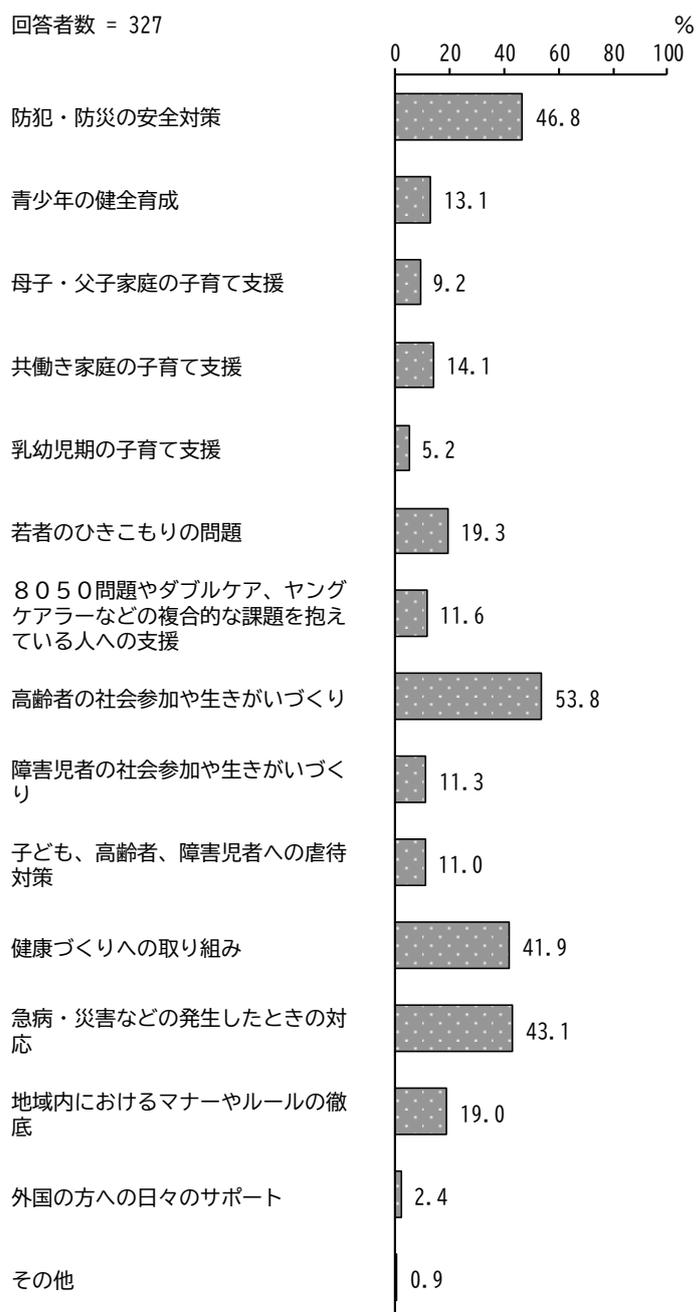
図表2-70 福祉活動情報の発信方法



③ 身近な地域にある、地域住民が取り組むべき課題や問題

「高齢者の社会参加や生きがいづくり」が53.8%と最も高く、次いで「防犯・防災の安全対策」が46.8%、「急病・災害などの発生したときの対応」が43.1%となっています。

図表2-71 身近な地域にある、地域住民が取り組むべき課題や問題



3 アンケート調査結果等を踏まえた課題の整理

(1) 福祉への関心、福祉教育について

【現状】

- 障がいのある方に対する差別や偏見があると思う人は、28.5%となっており、特に「地域社会」で感じている割合が高くなっています。(図表2-45、46)
- 中学生調査では、福祉などの関心の有無については、「大いに関心がある」と「多少関心がある」を合わせた割合は75.2%となっています。(図表2-63) 関心がある理由は、「学校の総合的な学習などで取り組んだから」が最も高く、次いで「ボランティアなどを経験し、やりがいがあったから」、「身近に福祉サービスを受けている人がいるから」となっています。(図表2-64)
- 今後、地域の助け合いへの参加意向について、「機会があったら参加したい」「時間ができたら参加したい」など参加意向のある人は6割を超えており、今後できそうな地域の助け合いについては、「安否確認の声かけ」が42.8%と最も高く、次いで「地震など災害時の支援」、「草刈り・草取り」となっています。(図表2-41、43)

【課題】

- さまざまな年代の人が地域福祉について学び、見守りや手助けなどが活発になるような意識が醸成されるよう、関係機関の取組の支援及び連携により地域福祉に関する意識啓発や福祉教育を充実することが必要です。
- 福祉への関心や理解を高めるために、地域福祉に関する学習の場や体験学習の機会づくりの充実を図っていくことが必要です。

(2) 地域福祉活動を担う人材について

【現状】

- 福祉活動者へのアンケート調査では、福祉活動等を行う上で困っていることは、「新しいメンバーが入らない」が37.7%、「リーダー（後継者）が育たない」が31.5%と地域福祉活動の人材に関することが上位を占めています。(図表2-69)

【課題】

- 地域福祉を推進するために、地域の担い手となるような学びの機会を増やし、各活動のさらなる広がりや新たな活動メニューの提供を行うとともに、住民の自発性にに基づき、その意欲・能力や状況に応じて主体的な関わりを促進する取組が必要です。
- 若い世代が、福祉に関心を持ち、地域で行動できる人材育成を支援することが必要です。

(3) 近所付き合い・地域活動やボランティア活動について

【現状】

- 近所付き合いの程度をみると、「顔が合えばあいさつをする程度」が45.3%と最も高く、次いで「用事があると電話や会話をする関係」が42.2%となっています。(図表2-27) また、災害時における助け合いを行う上で必要なこととして、「地域の中での日ごろからのあいさつや声かけなどの付き合い」が51.8%と最も高く、地域生活で重要なことにおいては、「地域住民がお互いにすすんで協力し、住みやすくするように心がける」が50.2%と最も高くなっています。(図表2-37、38)
- 地域行事や地域活動の参加状況について、「参加している」が60.1%、「以前に参加したことがある」が27.1%、「参加したことはない」が11.5%となっています。(図表2-29)
- 地域行事に参加している内容について、「清掃・美化活動」が88.9%、「防災訓練」が68.9%、「地区のお祭り」が53.3%となっています。(図表2-30)
- 地域活動に参加している内容について、「区の活動」が77.8%、「地域防災の活動」が38.4%、「公民館活動」が33.3%となっています。(図表2-31)
- ボランティア活動について、「活動したことはない」が47.5%、「以前に活動したことがある」が27.9%、「活動している」が18.9%となっています。中学生調査では「参加している」が44.1%と最も高く、次いで「以前に参加したことがあるが、現在は参加していない」が33.1%とボランティア活動をしたことがある人は、多くなっています。(図表2-39)
- 地域の中でボランティア活動を進めていく上で必要な条件について、「自分が健康であること」が82.4%、「時間的・経済的にゆとりがあること」が48.2%、「活動に気楽に参加できる雰囲気があること」が32.8%、「共に活動する仲間や友人がいること」が30.6%となっています。(図表2-44)

【課題】

- 災害時において、普段の近所付き合いや地域における繋がりが求められており、地域における住民相互の支え合い、助け合いの重要性の周知・啓発が必要です。
- 地域活動やボランティア活動への参加を促進するため、地域活動やボランティア活動の情報発信や地域での交流の機会の充実が必要です。
- 住民のボランティアへの意向を活動へと繋げていくため、多様なボランティア活動メニューや活動場所の提供と支援が必要です。

(4) 福祉に関する情報について

【現状】

- 福祉サービスに関する情報の入手先について、「町の広報誌『広報いびがわ』」が60.8%、「社会福祉協議会の『広報かけはし』」が17.4%、「役場（振興事務所）の窓口」が12.9%となっています。（図表2-47）

【課題】

- 子どもから高齢者まで支援を必要とする人に必要な情報が届くよう、様々な生活の場面での広報や、インターネット・SNS等の情報技術を活かした情報提供の充実を図る必要があります。さらに高齢者や障がい者等にも分かりやすい情報提供の工夫が必要です。

(5) 相談支援について

【現状】

- 困ったり不安を感じていることについて、老後や、家族・自分の健康の割合が高くなっています。（図表2-33）
毎日の暮らしの中で困ったとき、誰に相談するかについて、「親族」が77.4%、「知人・友人」が40.0%、「医師・看護師」が11.4%となっている一方、相談する人がいない人も一定数います。（図表2-35）
中学生調査においても、相談相手は、「母親」「友達」「父親」が高くなっている一方で、「相談できる人はない」「誰にも相談したくない」と回答している人もいます。（図表2-58）
- 福祉活動者へのアンケート調査では、地域住民が取り組むべき課題や問題について「若者のひきこもりの問題」が19.3%、「8050問題やダブルケア、ヤングケアラーなどの複合的な課題を抱えている人への支援」が11.6%となっています。（図表2-71）
- 福祉に関する相談事業の令和5年度における相談実績は、心配ごと相談が4件、知的障がい児者相談が9件、身体障がい児者相談が59件となっています。また、障がいに関する巡回相談は令和6年10月から実施しています。（図表2-21、22）

【課題】

- うまく相談に繋がらずに孤立してしまうケースや、相談先がわからずに状態が深刻化してしまうケース等もあり、相談窓口の周知を図るとともに、問題が発見された場合に適切な相談先に繋げる仕組みづくりや、より円滑で包括的な支援体制の整備が必要です。
- 多様化・複雑化している福祉ニーズや生活課題に対応できるよう、各相談窓口相互のネットワークの強化等、重層的な支援体制が必要です。

(6) 権利擁護について

【現状】

- 「成年後見制度」について、「名称を知っているし、どんな制度かは少し知っている」が32.8%、「名称もどんな制度かも知らない」が25.5%、「名称は知っているが、どんな制度かは知らない」が22.9%となっており、認知度は低い状況です。(図表2-50) また、成年後見制度を利用したいと思う人は20.0%となっています。(図表2-51)
- 福祉活動者へのアンケート調査では、地域住民が取り組むべき課題や問題について「子ども、高齢者、障がい児者への虐待対策」が11.0%となっています。(図表2-71)

【課題】

- 成年後見制度の周知を図ることが必要です。また、成年後見制度の利用促進とともに、福祉サービス利用者の権利擁護をより一層充実することが必要です。
- 認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断力が不十分なために権利を侵害されることがあります。重複した課題により、解決が困難な世帯もあり、司法関係者などを含めた、関係機関のネットワークづくりが必要です。
- 地域では、虐待や育児放棄、介護拒否、老々介護等の様々な課題が潜在化していることが考えられ、今後も虐待防止対策に取り組んでいくことが求められます。

(7) 移動支援について

【現状】

- 揖斐川町の福祉において大切だということについて、「買い物支援・移動支援」が41.0%と高くなっています。(図表2-57)

【課題】

- 高齢者や障がいのある方をはじめ、誰もが身近な地域で安心して暮らしていけるような環境づくりや移動手段の確保が求められます。

(8) 防犯・防災について

【現状】

- 東海地震や東南海地震などが懸念される中、災害時における助け合いを行う上で必要なことについて、「地域の中での日ごろからのあいさつや声かけなどの付き合い」が51.8%と最も高く、次いで「家族や親族との普段からの連絡や交流」が51.3%、「地域の高齢者や障がいのある方などの避難行動要支援者への対応」が39.4%、「地域における自主防災体制の構築」が38.3%となっています。(図表2-37)
- 福祉活動者へのアンケート調査では、地域住民が取り組むべき課題や問題について「防犯・防災の安全対策」が46.8%と高くなっています。(図表2-71)

【課題】

- 防災訓練等、地域での防災活動を周知するとともに、高齢者や障がいのある人、若者等、地域で暮らすより多くの地域住民の参加を促進し、安心して生活のできる地域づくりが必要であるとともに、災害発生時や避難所等での支援体制の充実が必要です。
- 近年、全国的に強盗などの組織的な犯罪が増加しており、地域における防犯意識を高める必要があります。

第 3 章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

本町は人口減少や少子高齢化といった課題に直面していますが、地域活動に参加する人が多く、人と人の強いつながりが残っている地域です。

このつながりを活かした地域住民や関係機関の積極的な参加と主体的な取組によって、様々な福祉課題を解決していく持続可能なまちづくりが求められています。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすためには、住民同士の積極的な関わりと支え合い、助け合いの輪を広げることが必要です。住民、町、町社会福祉協議会が連携し、それぞれの特性を活かした住民主体のまちづくりを推進していくことが重要であり、本計画の基本理念を「みんなでつくろう 安心して生き生きと暮らせる 支え合いのまち いびがわ」とし、地域福祉を推進します。

みんなでつくろう
安心して生き生きと暮らせる
支え合いのまち いびがわ

2 基本方針

基本方針1 「地域の力」を活かした地域福祉の推進 ～気付き合いとふれあい～

「地域の力」を活かした地域福祉を推進するため、福祉に触れる機会や福祉教育を行い福祉のこころを育むとともに、地域福祉活動を担う人材の確保を支援します。また、町社会福祉協議会は、地域で活動するボランティアの育成と支援を行うとともに、福祉連絡会や福祉懇談会などの見守り体制を支援し、孤独・孤立対策等に取り組み、地域福祉の推進に繋がります。

基本方針2 誰ひとり取り残さない支援体制の充実 ～支え合い～

複合化・複雑化する福祉課題へ対応するため、適切に必要な機関等へ繋ぐことのできる包括的な相談体制の充実や、関係機関との連携を含め、切れ目のない重層的な支援体制の充実を図ります。

また、誰もがいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、公的支援に加え、互助・共助による生活支援サービス等の支援体制を推進します。

さらに、身近な相談窓口や福祉サービスに関する情報提供の充実に向けて取り組みます。

基本方針3 安全・安心に暮らせる福祉の仕組みづくり ～「あい」の仕組みづくり～

誰もがいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるように、成年後見制度の利用支援や権利擁護の推進を図るとともに、移動手段の確保に向けた支援体制を強化します。

また、貧困やひきこもり、ヤングケアラーなど配慮が必要な人への支援の充実を図るとともに、災害時や緊急時の支援体制の構築を図ります。さらに、近年、全国的に強盗などの組織的な犯罪が増加していることから、地域における防犯意識を高め、安全・安心に暮らせる環境づくりに努めます。

町と町社会福祉協議会の連携を強化し、さらなる地域福祉の推進を図り、地域共生社会を実現します。

3 計画の体系

[基本理念]

[基本方針]

[基本施策]

みんなできくろく
安心して生き生きと暮らせる
支え合いのまち
いびがわ

1 「地域の力」を活かした地域福祉の推進
～気付き合いとふれあい～

- (1) 福祉教育・啓発活動の充実
- (2) 地域福祉活動を担う人材の確保についての支援
- (3) 地域福祉活動への支援
- (4) 地域の見守りや孤独・孤立防止の推進

2 誰ひとり取り残さない支援体制の充実
～支え合い～

- (1) 情報提供の充実
- (2) 重層的な支援体制の充実
- (3) 配慮が必要な人への支援の充実
- (4) サービスの充実・社会参加の促進

3 安全・安心に暮らせる福祉の仕組みづくり
～「あい」の仕組みづくり～

- (1) 権利擁護の推進
- (2) 移動手段の確保など住環境の整備
- (3) 自主防災活動と災害時・緊急時の支援体制と地域における防犯体制の充実
- (4) 町と社会福祉協議会の連携強化

第4章

施策の展開

基本方針1 「地域の力」を活かした地域福祉の推進 ～気付き合いとふれあい～



(1) 福祉教育・啓発活動の充実

地域での支え合い、助け合いの意識を育むために、子どもの頃からの福祉教育や体験活動を充実させます。

また、あらゆる年齢層の住民が地域福祉について学び、見守りや手助けが活発になるよう、イベントや学習機会の提供に加え、地域共生社会の実現に向けて、住民一人ひとりが、お互いの人権を尊重し合えるよう啓発を行います。

主な取組

No.	施策	取組内容	実施・協力主体
1	学校等における福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○町内の幼・小・中・高等学校を対象として、高齢者疑似体験、手話・指文字体験、点字体験、障がいに対する理解などの出前講座を実施します。 ○児童・生徒の思いやりの心を育み、社会への関心と理解を高めるよう、町内すべての小・中・高等学校を福祉協力校に指定し、活動への助成を行います。また、各学校の取組を広報に掲載するなど、活動を地域住民に周知します。 	町 社会福祉協議会 幼稚園・保育園 小中学校 高等学校 特別支援学校 教育委員会
2	イベント等を通じた啓発活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○講演会やイベント等を通じ、障がいへの理解を深めるための教育・啓発活動を実施します。 ○3年に一度社会福祉大会において、社会福祉に功績のある方の表彰や、福祉を普及させるための講演会などを開催します。 	町 社会福祉協議会

No.	施策	取組内容	実施・協力主体
3	住民を対象とした福祉に関する学習機会の提供	○住民を対象とした福祉についての講演会・研修会等を開催し、福祉について学べる機会を提供します。	町 社会福祉協議会 地域包括支援センター 保健センター 自治会
4	人権の尊重・理解の促進・差別の解消に向けた取組の実施	○人権の尊重、理解促進に向けて、ホームページや広報誌等を通じ、教育・啓発活動を行います。 ○あらゆる差別の解消に向けて教育・啓発活動を行います。 ○ヘルプマークに関する啓発を行います。	町 小中学校 高等学校 特別支援学校 教育委員会 住民 自治会
5	認知症に対する理解の促進	○認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症の方やそのご家族を見守り、支えるために、地域住民や、小・中・高等学校において、認知症サポーター養成講座や、認知症講座を拡充します。 ○認知症サポーター養成講座を受講された方を対象に、認知症に対する理解、接し方をより深めることを目的とし、認知症サポーターステップアップ講座を開催します。 ○世界アルツハイマーデー及びアルツハイマー月間などの機会を捉えた認知症講演会の開催などにより普及・啓発を行い、認知症に関する正しい理解を深めます。 ○認知症キャラバンメイトの定例会の開催や活動の支援を行います。研修会の参加やメイト同士の交流を深め、地域に根差した新たな活動の取組を支援します。 ○認知症の方とご家族が集まり情報交換や交流を行い、孤立や閉じこもりを防ぎ必要な繋がりをつくることを目的とした、オレンジカフェを定期的に開催します。	町 社会福祉協議会 地域包括支援センター 小中学校 高等学校 特別支援学校 教育委員会 住民 自治会

評価目標

施策	指標項目	実績見込み 令和6年度	目標値 令和11年度
学校等における福祉教育の推進	出前講座の開催回数	5回	10回
認知症に対する理解の促進	認知症サポーター養成講座の開催回数	6回	10回

社会福祉協議会による取組の状況

No.1 学校等における福祉教育の推進（49ページ）
学校等における福祉教育



No.5 認知症に対する理解の促進（50ページ）
認知症講演会

世界アルツハイマー月間 オレンジデイ in いびがわ



(2) 地域福祉活動を担う人材の確保についての支援

地域福祉活動を担う人材を確保するため、福祉委員活動の充実を図るとともに、ボランティア活動に関する情報提供の充実を図り、支援を必要とする人と支援する人のニーズをコーディネートする機能の強化に努めます。

主な取組

No.	施策	取組内容	実施・協力主体
6	福祉委員活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉委員の役割の周知、情報の提供、福祉関係者とのネットワークづくりなどの研修会等を開催します。また、福祉委員の活動事例集などわかりやすい資料を作成し、活動を支援します。 ○福祉委員の活動の一環として、ひとり暮らし高齢者見守り訪問事業を実施します。事業の目的、意義を明確化し、福祉委員の訪問活動の充実を図ります。 	社会福祉協議会 地区福祉連絡会 ・連絡協議会 福祉委員
7	ボランティア活動に関する情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○広報誌やホームページなどを活用してボランティア活動の状況や講座開催の情報を提供して、ボランティア活動の周知を図ります。 	町 社会福祉協議会 子育て支援センター 赤十字奉仕団 社協ボランティア ボランティア団体 ボランティア
8	ボランティア人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアや地域活動に関心のある人が、活動を始めるきっかけとして参加しやすいような講習会や体験会の開催を支援します。 ○傾聴、手話、要約筆記、音訳、生活支援などの技術を要するボランティアの養成や、幅広い年代のボランティアを養成するための講座を開催します。 ○ボランティア従事者の質の向上のため、研修会の開催を支援します。 	町 社会福祉協議会 赤十字奉仕団 社協ボランティア ボランティア団体 ボランティア 小中学校 高等学校 住民 自治会
9	ボランティア活動のコーディネート	<ul style="list-style-type: none"> ○有資格者や技術を有している人、様々な講習を修了した人等が、その知識や技術を生かせるようコーディネートを行います。 	町 社会福祉協議会 赤十字奉仕団 社協ボランティア ボランティア団体 ボランティア 住民 自治会

(3) 地域福祉活動への支援

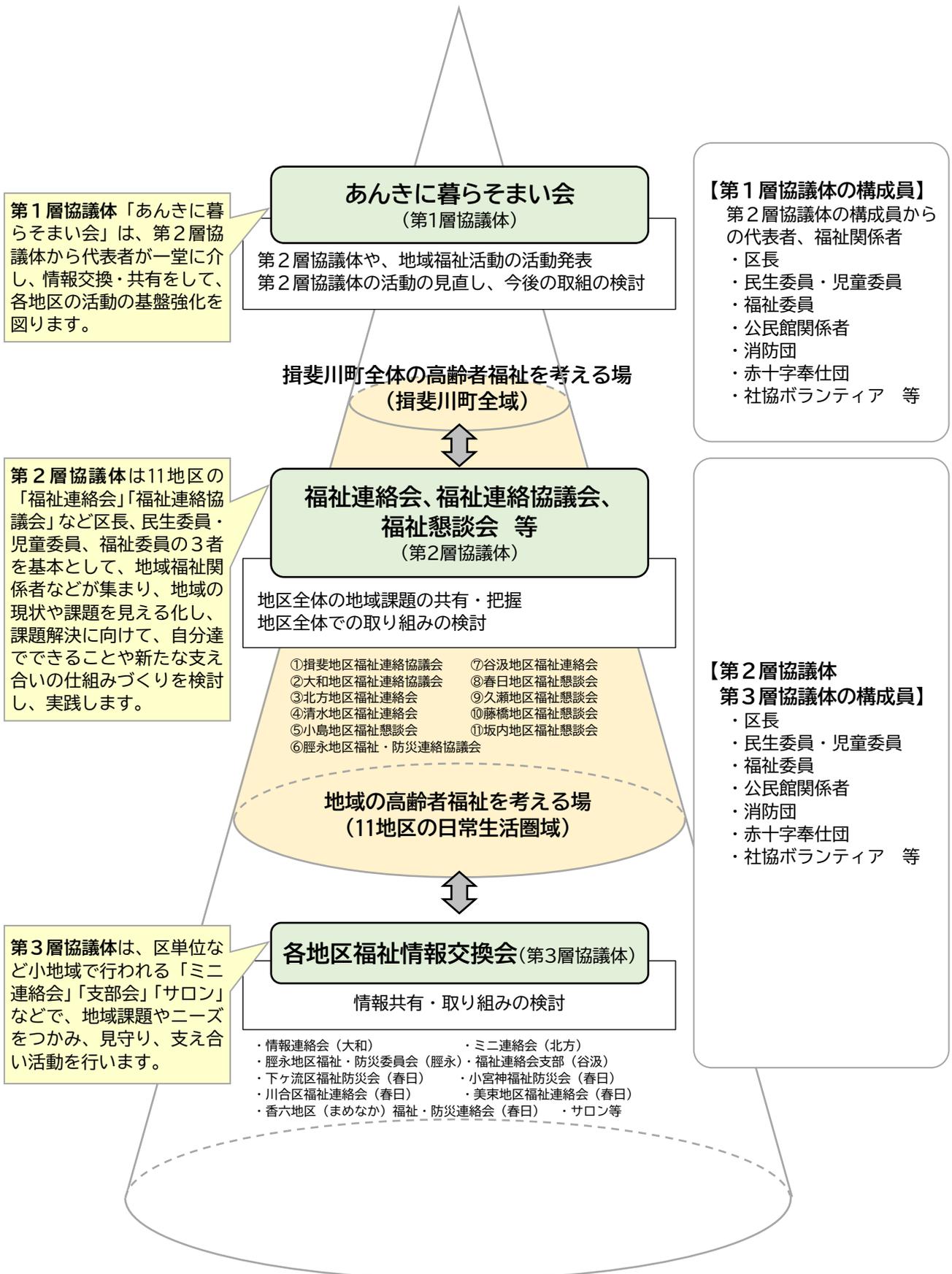
サロン活動等への参加・交流を通じて、お互いに助け合える地域づくりを進めるため、地域における居場所づくりや交流の機会の充実を図ります。また、地域の中で福祉課題の解決について主体的に取り組む協議体の活動を推進するとともに、地域福祉活動をしている団体等への支援を行います。

主な取組

No.	施策	取組内容	実施・協力主体
10	サロン活動や集いの場への支援や交流活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○住民・ボランティアが主体となって運営する「ふれあいいきいきサロン」や「集いの場」の立ち上げ、活動を支援します。 ○誰もが気兼ねなく集まり、地域でのつながりを再構築する場として、サロンや集いの場づくりを推進します。 	社会福祉協議会 子育て支援センター サロン・集いの場 代表者 ボランティア 住民
11	福祉活動団体への活動支援・連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ○町内で福祉活動をしている団体への支援を行い、連携を強化し、地域における福祉課題の解決に繋がります。 	町 社会福祉協議会 ボランティア団体 身体障害者福祉協会 手をつなぐ親の会 保護司会 更生保護女性会 老人クラブ シルバー人材センター
12	地域交流事業（マルシェ等）の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○住民の自発的な地域づくり、コミュニティの醸成、次世代につながる人づくりのため、地域住民が自ら地域の課題を解決し、地域づくりや地域を活性化するための地域交流事業を支援し、活動を促進します。 	町 住民 自治会 その他地域の各種団体等

No.	施策	取組内容	実施・協力主体
13	地域の見守り活動等について話し合う機会の促進	<p>第1層協議体</p> <p>○地域の中で福祉課題の解決について主体的に取り組む、地域福祉の推進母体となる「協議体」の設立と活動を、地区の状況に応じた形態を尊重しながら支援します。</p> <p>第1層協議体では、「安心な暮らしをみんなで支えるまち」の実現に向けて、各地域の状況を共有するための協議会として「あんきに暮らそまい会」を毎年開催します。</p> <p>「協議体」とは、各地域における生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）と生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有および連携強化の場として地域の中に設置される組織です。</p> <p>※P55：「図表4-1 協議体のイメージ」</p>	<p>町</p> <p>社会福祉協議会</p> <p>地域包括支援センター</p> <p>民生委員・児童委員</p> <p>赤十字奉仕団</p> <p>社協ボランティア</p> <p>ボランティア団体</p> <p>ボランティア</p> <p>地区福祉連絡会・連絡協議会</p> <p>福祉委員</p> <p>おたすけサポーターはなもも</p> <p>サロン・集いの場</p> <p>代表者</p> <p>住民</p> <p>自治会</p>
		<p>第2層協議体</p> <p>○区長、民生委員・児童委員、福祉委員等の関係者が地域の見守り活動等について話し合う機会として、福祉連絡会、福祉連絡協議会、福祉懇談会（第2層協議体）の開催を促進します。</p> <p>※P55：「図表4-1 協議体のイメージ」</p>	<p>町</p> <p>社会福祉協議会</p> <p>地域包括支援センター</p> <p>民生委員・児童委員</p> <p>地区福祉連絡会・連絡協議会</p> <p>福祉委員</p> <p>自治会</p>

図表4-1 協議体のイメージ



評価目標

施策	指標項目	実績見込み 令和6年度	目標値 令和11年度
サロン活動や集いの場への支援や交流活動の推進	ふれあいいいききサロン 設置数	75か所	75か所
	集いの場 設置数	4か所	4か所

社会福祉協議会による取組の状況

No.10 サロン活動や集いの場への支援や交流活動の推進 (53ページ)

ふれあいいいききサロン



No.13 地域の見守り活動等について話し合う機会の促進 (54ページ)

あんきに暮らそまい会



(4) 地域の見守りや孤独・孤立防止の推進

ひきこもりや8050問題などが発生している中、ひきこもりの人や支援を必要とする人を把握し、適切な支援に結び付けるとともに、地域の見守り活動を推進します。

主な取組

No.	施策	取組内容	実施・協力主体
14	地域における見守り活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉連絡会等で、見守り活動が実施されており、引き続き、地域の連携を強化して見守り活動の充実を図ります。 ○要援護者の把握、地域の課題抽出のため見守りマップを活用し、地域の情報・課題を見える化し、地域に合わせた見守り活動を支援します。 ○福祉事業者や新聞販売店、配食サービス事業者などの事業者にもできる範囲で協力を求めるなど、地域住民に異変を感じた際、通報してもらう仕組みを検討します。 	町 社会福祉協議会 地域包括支援センター 民生委員・児童委員 地区福祉連絡会・連絡協議会 福祉委員 居宅介護支援事業所 事業所 自治会
15	避難行動要支援者名簿への登録の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の見守りをとおして、災害発生時の避難等に特別に支援を要する人を把握し、避難行動要支援者名簿を整備し、災害時の安否確認に活用できるようにします。 ○避難行動要支援者名簿の登録を促進し、家族と地域の連携による見守り体制の強化を図ります。また、名簿登録者の希望者に、避難方法、避難先、避難経路、連絡相手、家族・地域支援者等について確認・記載した個別避難計画を策定し、災害時の安否確認や避難誘導に役立てます。 	町 民生委員・児童委員 地区福祉連絡会・連絡協議会 福祉委員 居宅介護支援事業所 住民 自治会
16	要援護者の把握と支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉委員、民生委員・児童委員、関係機関などからの情報により、援助や見守りが必要な場合には、個別に訪問します。また、状況に応じて関係機関と連携し、在宅での生活が継続できるよう支援します。 	社会福祉協議会 民生委員・児童委員 地区福祉連絡会・連絡協議会 福祉委員 医療機関 居宅介護支援事業所

No.	施策	取組内容	実施・協力主体
17	本人参加による安否確認方法の確立	○サロンや地域の集まりなどに、お互いに声を掛け合い、参加することにより、地域での安否確認を行うことができるため、本人を含めた向こう三軒両隣の見守り体制の構築や協議体（福祉連絡会等）の立ち上げなど、見守り体制のあり方について検討します。	社会福祉協議会 地区福祉連絡会・連絡協議会 福祉委員 サロン・集いの場 代表者 住民
18	離れて暮らす家族を視野に入れた支援	○関係機関と協力して、離れて暮らす家族と地域住民が情報を交換することや、連絡先・手段等の確認を行う方法等を提案します。	町 社会福祉協議会 地域包括支援センター 住民 自治会
19	ひきこもりの人の把握と支援の推進	○ひきこもりの人やその家族について、民生委員・児童委員、自治会等の地域の組織と連携しながら、実態の把握に努めるとともに、その家族が社会とつながるよう支援します。	町 地域包括支援センター 保健センター 県生活支援・相談センター 民生委員・児童委員 地区福祉連絡会・連絡協議会 福祉委員 自治会

基本方針２ 誰ひとり取り残さない支援体制の充実 ～支え合い～



(1) 情報提供の充実

多くの人に情報が届くよう、広報誌やホームページ等多様な媒体による情報提供を行います。また、誰もがスムーズに情報を受け取れるような配慮や、アクセシビリティの向上を進めます。

主な取組

No.	施策	取組内容	実施・協力主体
20	ホームページ等による情報提供の充実	○広報誌やホームページ、Instagramなど、あらゆる機会・媒体を活用して、福祉サービスの内容や手続き、イベント、地域福祉の必要性、ボランティア活動などについての情報提供を行います。	町 社会福祉協議会
21	相談窓口における情報提供の充実	○役場や社会福祉協議会の窓口、公民館等の公共施設にパンフレットやチラシを配置し、情報提供や啓発活動を進めます。	町 社会福祉協議会 地域包括支援センター 保健センター 公民館

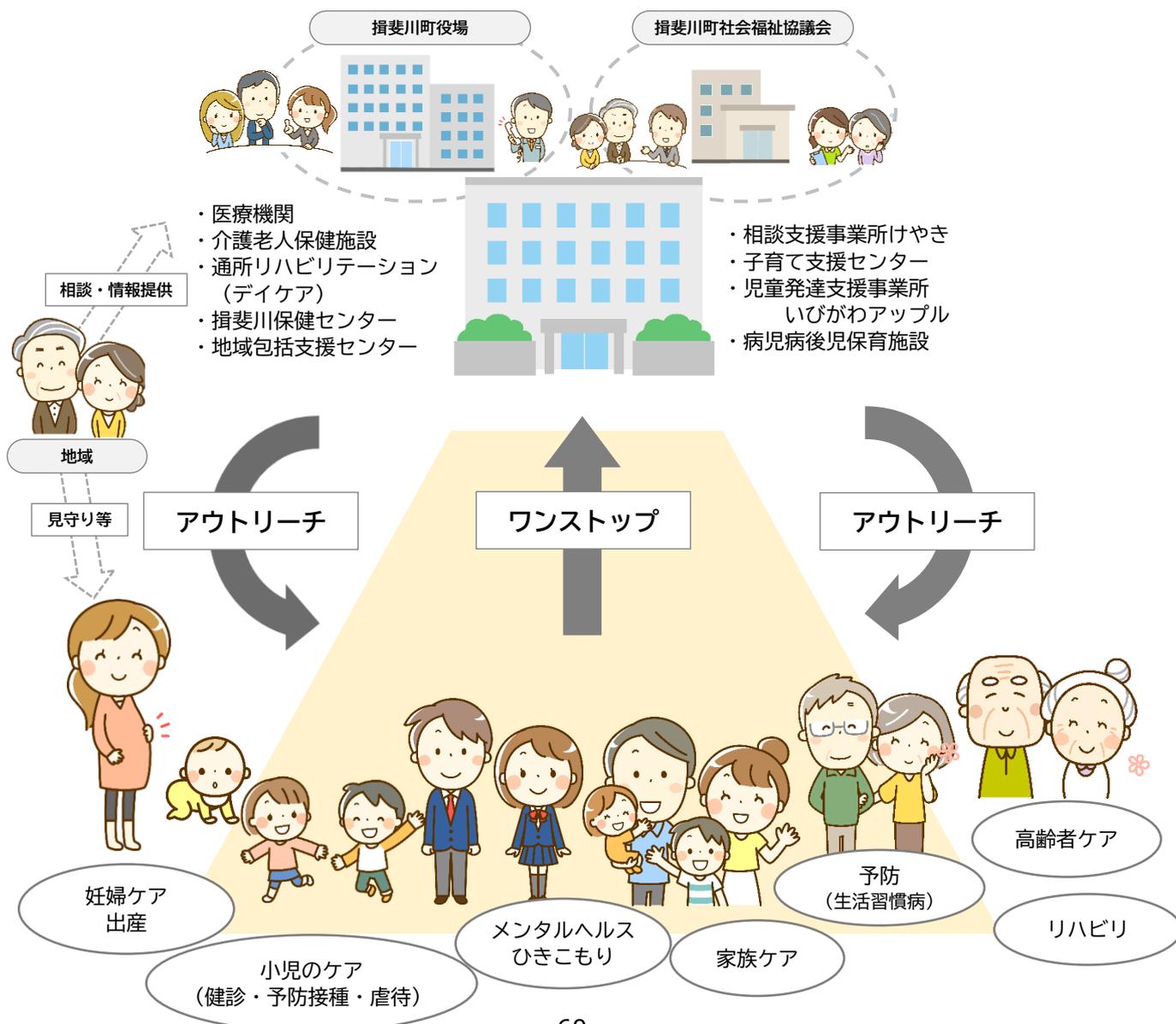
(2) 重層的な支援体制の充実

8050問題やヤングケアラー等、複合化・複雑化した問題に対応するため、問題を把握した場合に適切な機関に繋げる仕組みや、より円滑で包括的な支援体制の充実を図ります。気軽な相談から専門的な相談まで受けられる相談支援体制づくりを進め、関係機関と連携した重層的な支援体制の充実を図ります。

主な取組

No.	施策	取組内容	実施・協力主体
22	医療・介護・保健・福祉・子育てを包括した複合施設の整備の推進	○包括的な支援体制の充実と関係機関との円滑な連携のため、複合施設を整備し、医療・介護・保健・福祉・子育てなどの相談をワンストップで利用できる体制を推進します。	町

図表4-2 医療・介護・保健・福祉・子育てを包括した複合施設のイメージ



No.	施策	取組内容	実施・協力主体
23	包括的な相談支援体制の充実	<p>○民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員等を対象とした研修会等を実施し、住民主体による身近な相談体制の充実を図ります。</p> <p>○保健センター、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、こども家庭センター、子育て支援センター等の各関係機関が連携し、相談に対応できる地域包括ネットワーク体制を構築します。</p> <p>○生活に関する困りごとを総合的な視点から支援できるよう、関係機関と連携を図りながら相談窓口の充実を図ります。</p> <p>○妊娠・出産・成長過程に応じた適切な支援を切れ目なく提供できるように、関係機関の引き継ぎや情報共有に取り組みます。</p> <p>○障がいのある幼児・児童生徒の就学及び教育支援に関する相談体制の充実を図ります。</p> <p>○関係機関相互の連携を図り、障がい等による困り感の早期発見と切れ目のない支援に努めます。</p> <p>○障がい者福祉サービスから介護保険サービスへの利用の切り替えなど、支援機関の引き継ぎ時において切れ目なく支援が提供されるように取り組みます。</p>	<p>町</p> <p>社会福祉協議会</p> <p>地域包括支援センター</p> <p>保健センター</p> <p>子育て支援センター</p> <p>こども家庭センター</p> <p>幼稚園・幼稚園</p> <p>小中学校</p> <p>高等学校</p> <p>特別支援学校</p> <p>教育委員会</p> <p>県生活支援・相談センター</p> <p>民生委員・児童委員</p> <p>地区福祉連絡会・連絡協議会</p> <p>福祉委員</p> <p>身体障害者福祉協会</p> <p>手をつなぐ親の会</p> <p>障害者相談支援事業所</p> <p>医療機関</p> <p>居宅介護支援事業所</p>
24	相談窓口の周知	<p>○地域で支援を必要としている人が必要な支援を受けられるよう、各種相談窓口の周知を図ります。</p>	<p>町</p> <p>社会福祉協議会</p> <p>地域包括支援センター</p> <p>保健センター</p> <p>子育て支援センター</p> <p>こども家庭センター</p> <p>民生委員・児童委員</p> <p>障害者相談支援事業所</p> <p>居宅介護支援事業所</p>

No.	施策	取組内容	実施・協力主体
25	多機関協働の推進	<p>○高齢、障がい、子ども・子育て、生活困窮等の各種相談支援体制の充実を図るとともに、相談支援機関相互の連携を強化し、情報共有、役割分担により包括的な相談支援体制を構築します。課題を抱えた方の情報を早期にかつ幅広く集約し、必要な支援に繋がっていない方を支援に繋げる体制を構築します。</p>	<p>町 社会福祉協議会 地域包括支援センター 保健センター 子育て支援センター こども家庭センター 幼稚園・幼稚園 小中学校 高等学校 特別支援学校 教育委員会 県生活支援・相談センター 民生委員・児童委員 障害者相談支援事業所 居宅介護支援事業所</p>
		<p><地域ケア会議></p> <p>○要介護者等の地域での暮らしを支えるため、地域ケア会議を開催し、内容の充実を図ります。</p>	<p>町 社会福祉協議会 地域包括支援センター 医療専門家 介護専門家 民生委員・児童委員</p>
		<p><地域自立支援協議会></p> <p>○障がい者の地域での暮らしを支えるため、地域自立支援協議会を開催し、内容の充実を図ります。</p>	<p>町 社会福祉協議会 民生委員・児童委員 身体障害者福祉協会 手をつなぐ親の会 医療機関 小中学校 特別支援学校 相談支援事業所 事業所</p>

No.	施策	取組内容	実施・協力主体
25	多機関協働の推進	<p><教育支援委員会・特別支援教育連携協議会></p> <p>○障がいのある児童・生徒に対し、特別な支援を要する教育を振興しその推進を図るため、教育支援委員会・特別支援教育連携協議会に参加します。</p>	<p>町</p> <p>小中学校</p> <p>特別支援学校</p> <p>学校医</p> <p>教育専門家</p> <p>医療専門家</p>
		<p><精神障害にも対応した地域包括ケアシステム></p> <p>○精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神保健福祉連絡会議を揖斐郡で開催し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。</p>	<p>町</p> <p>地域包括支援センター</p> <p>保健センター</p> <p>西濃保健所</p> <p>県 福祉課</p> <p>医療機関</p> <p>相談支援事業所</p>
		<p><要保護児童対策地域協議会></p> <p>○要保護児童・要支援児童・特定妊婦への適切な支援を図るため、児童福祉機関や教育機関等の関係者が参加する要保護児童対策地域協議会を開催し、必要な情報交換や支援内容の協議を行います。</p>	<p>町</p> <p>子育て支援センター</p> <p>こども家庭センター</p> <p>西濃子ども相談センター</p> <p>県 福祉課</p> <p>教育委員会</p> <p>小中学校</p> <p>警察</p> <p>民生委員・児童委員</p> <p>幼稚園</p> <p>事業所</p>
26	アウトリーチ等を通じた継続的支援	<p>○支援関係機関等との連携や地域住民との繋がりを構築し、複合化・複雑化した課題を抱えながらも支援が届いていない人を把握し、本人に対し時間をかけて丁寧に働きかけ、関係性の構築に向け支援します。</p>	<p>町</p> <p>社会福祉協議会</p> <p>地域包括支援センター</p> <p>保健センター</p> <p>こども家庭センター</p> <p>県生活支援・相談センター</p> <p>医療機関</p> <p>民生委員・児童委員</p> <p>障害者相談支援事業所</p> <p>居宅介護支援事業所</p>

No.	施策	取組内容	実施・協力主体
27	社会参加に向けた資源開拓やマッチング（参加者支援）	<p>○既存の地域資源や関係機関と繋がりを作り、活用方法拡充の検討を行います。また、必要に応じて地域へ働きかけを行い、多様な支援メニューが作られるように努めます。</p> <p>○既存の社会参加のための事業では対応できない人のために、本人やその家族のニーズや抱える課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源や支援メニューをコーディネートし、マッチングを行います。</p>	町 社会福祉協議会 民生委員・児童委員 地区福祉連絡会・連絡協議会 福祉委員 自治会
28	相談員の質の向上	<p>○複合化・複雑化している問題を包括的に受け止め、適切な支援に繋ぐことができるよう、相談員の研修会参加、資格の取得など資質向上を図ります。</p>	町 社会福祉協議会 地域包括支援センター 保健センター 障害者相談支援事業所 居宅介護支援事業所
29	地域包括ケアシステムの充実	<p>○介護、医療、予防、生活支援、住まいを一体化して提供していくという地域包括ケアシステムの充実を図るため、関係機関との連携強化を図ります。</p>	町 社会福祉協議会 地域包括支援センター 医療機関 介護サービス事業所

(3) 配慮が必要な人への支援の充実

制度の狭間にいる人だけでなく、高齢者、障がいのある人、子ども、外国籍の人など、地域で生活の不安を感じている人の課題は複合的で複雑なものとなっているため、支援が必要な人に対し、それぞれの状況に応じて適切な支援が行き届くよう、地域で支え合うことができる環境の整備を進めます。

主な取組

No.	施策	取組内容	実施・協力主体
30	ひとり親家庭等の支援	○民生委員・児童委員の協力を得て、ひとり親家庭等への個別訪問を実施し、ニーズ把握や相談支援を行います。また、必要に応じて関係機関へ繋ぎ、支援の充実を図ります。	社会福祉協議会 民生委員・児童委員
31	生活福祉資金貸付制度の実施	○低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対し、経済的自立や生活意欲を促進して、安定した生活を送れるよう、必要に応じた資金の貸付けを行うとともに、相談支援を行います。	社会福祉協議会 県生活支援・相談センター
32	生活に困窮している人への自立支援	○生活困窮やひきこもり、8050問題などの複合的な問題に対応できるよう、縦割り・分野別ではなく、包括的に受け止める相談支援窓口の設置について検討します。 ○生活困窮者への支援については、生活困窮者の状況を適切に把握するとともに、社会福祉協議会やハローワーク、NPO等の支援団体等との連携を強化して対応します。	町 社会福祉協議会 保健センター 県生活支援・相談センター NPO法人
33	食糧支援の実施	○ひとり親家庭等、生活困窮者などの希望者に対し、地域住民の協力を得ながら食糧支援を実施し、生活再建に向けた支援をします。	社会福祉協議会 住民事業所
34	外国人家庭等の支援	○外国人や日本国籍を有する外国から来た人の社会参加の促進や地域とのつながりを支援します。	社会福祉協議会 小中学校 教育委員会 住民自治会
35	再犯防止に向けた取組の推進	○犯罪をした人等の円滑な社会復帰を促進し、再犯防止等の推進に向けて取組を進めます。 ※第6章 再犯防止推進計画参照	町 住民自治会

(4) サービスの充実・社会参加の促進

支援を必要とする人へ福祉サービスを提供するとともに、「おたすけサポーターはなもも」による生活支援サービス事業の充実を図ります。また、ひとり親家庭や高齢者、障がいのある人の就労支援や社会参加を促進します。

主な取組

No.	施策	取組内容	実施・協力主体
36	必要なサービスの確保	<p>○介護保険事業計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画、こども計画等に沿って、必要なサービスの確保を図ります。</p> <p>○地域住民、福祉関係者、当事者からの声を拾い上げ、必要に応じて調査を行い、現在のサービスの見直し、拡充を行います。</p>	<p>町 社会福祉協議会 地域包括支援センター 保健センター こども家庭センター 障害者相談支援事業所 医療機関 居宅介護支援事業所 事業所</p>
37	サービスの質の確保	<p>○サービス従事者に対して研修会を開催し、質の高いサービスが提供できるよう取り組みます。</p>	<p>町 地域包括支援センター 基幹相談支援センター 居宅介護支援事業所 事業所</p>
38	就労支援・社会参加の推進	<p>○ひとり親家庭の自立のための就労支援、高齢者や障がい者の就労支援や社会参加支援、生活困窮者の自立支援、ひきこもりの人や家族への支援など、問題を抱えた人が地域社会とつながる支援を推進します。</p>	<p>町 社会福祉協議会 地域包括支援センター 特別支援学校 県生活支援・相談センター シルバー人材センター 障害者相談支援事業所</p>

No.	施策	取組内容	実施・協力主体
39	生活支援サービス事業の充実	<p>○有償ボランティアの意義や「おたすけサポーターはなもも」についての周知を図ります。</p> <p>○有償ボランティア「おたすけサポーターはなもも」の生活支援サポーター養成講座およびスキルアップのための講座を開催し、サポーターの養成と資質向上を図ります。</p> <p>○住民や関係機関に「おたすけサポーターはなもも」を周知し、住民のちょっとした困りごとの解決のためサービスの拡充を図ります。</p> <p>○サポーターの定例会を毎月実施し、サポーター同士の交流と意見交換を行います。話し合いにより、モチベーションの維持と活動の円滑化、活性化を図ります。</p> <p>「おたすけサポーターはなもも」は、日常のちょっとした困りごとを解決するための有償ボランティア組織であり、住民同士の支え合いを目的に活動しています。</p> <p>図表4-3 おたすけサポーターはなもものイメージ</p>	町 社会福祉協議会 おたすけサポーターはなもも 住民 自治会

評価目標

施策	指標項目	実績見込み 令和6年度	目標値 令和11年度
生活支援サービス事業の充実	おたすけサポーターはなもも サポーター数	43人	43人

社会福祉協議会による取組の状況

No.39 生活支援サービス事業の充実 (67 ページ)

おたすけサポーターはなももの活動の様子



基本方針3 安全・安心に暮らせる福祉の仕組みづくり ～「あい」の仕組みづくり～



(1) 権利擁護の推進

認知症や障がいがあっても、適切なサービスを利用して、安心して住み慣れた地域で生活できるよう、成年後見制度の利用促進を図ります。また、高齢者・障がい者・児童などの虐待やDVの防止、早期発見、早期対応を図るため、広報啓発事業や関係機関との連携推進等、体制整備を図ります。

主な取組

No.	施策	取組内容	実施・協力主体
40	成年後見制度の利用促進	○成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用促進に向けた周知と利用支援を行います。 ※第5章 成年後見制度利用促進基本計画 参照	町 社会福祉協議会
41	日常生活自立支援事業の実施	○判断能力が不十分で生活に不安を抱えている障がいのある人や認知症高齢者などが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、生活支援員による福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理を行います。サービスの周知を図るとともに、支援員の確保・資質向上、関係機関との連携強化に努めます。	社会福祉協議会

No.	施策	取組内容	実施・協力主体
42	虐待・DVの防止に向けた取組の実施	<p>○児童虐待・障がい者虐待・高齢者虐待の防止や早期発見・早期対応に繋がるよう、啓発活動を実施します。</p> <p>○虐待事例についての協議や関係機関の連携を目的とした虐待対策地域協議会を開催します。</p> <p>○DV（家庭内暴力）の相談に対応し、適切な支援に繋がります。</p>	<p>町</p> <p>社会福祉協議会</p> <p>地域包括支援センター</p> <p>保健センター</p> <p>こども家庭センター</p> <p>幼稚園・幼稚園</p> <p>小中学校</p> <p>高等学校</p> <p>特別支援学校</p> <p>教育委員会</p> <p>民生委員・児童委員</p> <p>障害者相談支援事業所</p> <p>医療機関</p>

(2) 移動手段の確保など住環境の整備

誰もが安心して外出や移動ができるよう、ユニバーサルデザインやバリアフリーについての啓発活動に努めるとともに、高齢者や障がいのある人、子育て家庭などをはじめ、外出、移動手段の確保に努めます。

主な取組

No.	施策	取組内容	実施・協力主体
43	バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進	○ハード面のバリアフリー化を推進するとともに、始めからできるだけすべての人が利用できるようにしていくというユニバーサルデザインの考え方を取り入れた設備の設置を進めるよう、啓発活動を推進します。	町 小中学校 教育委員会 事業所
44	福祉有償運送の検討	○高齢者や障がい等で自宅から停留所まで出られない人に対する福祉有償運送について、実施可能性を検討します。	町 民生委員・ 児童委員 地区福祉連絡会 ・連絡協議会 福祉委員 NPO法人
45	ボランティア等による移動手段の確保	○移動手段の課題を地域の中で検討します。	町
46	買い物弱者の支援	○出掛けることが困難な方が、身近な公民館等で購入ができるよう、移動販売車を運行します。	町 事業所 公民館

(3) 自主防災活動と災害時・緊急時の支援体制と地域における防犯体制の充実

地震や台風等の自然災害の発生による被害拡大が懸念される中で、地域における災害時・緊急時の支援体制の強化を図ります。

また、安全な住民生活を脅かす犯罪や事故を未然に防止するため、地域における防犯意識の醸成を図ります。

主な取組

No.	施策	取組内容	実施・協力主体
47	緊急通報装置貸与事業の周知	○ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の見守りのため、緊急通報装置貸与事業を周知します。	町
48	避難行動要支援者の把握と個別計画の策定	○地域の見守りをとおして、災害発生時の避難等に特別に支援を要する人を把握し、避難行動要支援者名簿を整備し、災害時の安否確認に活用できるようにします。<再掲> ○避難行動要支援者名簿の登録者のうち希望者に対し、避難方法、避難先、避難経路、連絡相手、家族・地域支援者等について確認・記載した個別避難計画を策定し、災害時の安否確認や避難誘導に役立てます。<再掲>	町 民生委員・児童委員 地区福祉連絡会・連絡協議会 福祉委員 居宅介護支援事業所 住民自治会
49	災害ボランティアの登録の推進	○災害ボランティアの研修、防災訓練等を行い、災害ボランティアの人材育成を推進します。 ○災害ボランティアの登録者を増員できるよう働きかけを行います。	町 社会福祉協議会 住民自治会 自主防災組織
50	災害時の避難対応等についての訓練の実施	○災害時の避難所や福祉避難所の訓練等を各関係機関と連携して実施します。 ○ボランティアを「必要とする人」と「活動したい人」を繋ぐ災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を実施します。	町 社会福祉協議会 住民自治会 自主防災組織 NPO法人
51	災害見舞金支給事業の実施	○町内において火災、地震、風水害等により被災した世帯等に、見舞金を支給します。	社会福祉協議会

No.	施策	取組内容	実施・協力主体
52	地域における防犯体制の強化	○強盗などの組織的な犯罪や子どもを巻き込む犯罪などを防ぐため、あらゆる機会に啓発を行うことにより、地域における防犯意識を高めます。また、地域や関係団体・関係機関との連携を強化し、犯罪を未然に防げる地域づくりに取り組みます。	町 社会福祉協議会 自主防災組織 民生委員・児童委員 公民館 警察署・駐在所 消防団 老人クラブ
53	自主防災活動の促進	○犯罪の未然防止や、災害発生時の要支援者の避難や安否確認を地域で支える地域防災力の向上のため、地域における自主防災組織を支援し、活動を促進します。	町 自主防災組織 民生委員・児童委員 公民館 警察署・駐在所 消防団 老人クラブ 赤十字奉仕団 ボランティア等

地域による取組の状況

No.53 自主防災活動の促進（70ページ）

<脛永7区>

夜間避難訓練時の防災かるた体験



防災食の調理・試食



<揖斐地区区長会>

町防災広場のマンホールトイレの設置訓練



かまどベンチでの火おこし訓練



<極楽寺区>

避難所用テント設置訓練



揖斐郡消防組合と連携した地震体験



(4) 町と社会福祉協議会の連携強化

社会福祉協議会は、地域福祉を推進するための中心的な団体として位置づけられています。町と社会福祉協議会、関係機関や団体などとの連携を図り、より一層、地域福祉を推進します。

主な取組

No.	施策	取組内容	実施・協力主体
54	町と社会福祉協議会の連携	○町と社会福祉協議会との一層の連携体制を強化するために定期的な話し合いを行います。	町 社会福祉協議会
55	職員の資質向上	○複合化・複雑化する福祉課題に対応できるよう、職員の研修会への参加、研修の実施、資格取得の奨励等を行い、必要な知識・技術の習得を図ります。	町 社会福祉協議会
56	社会福祉協議会会費、共同募金の拡充	○社会福祉協議会の地域福祉事業を推進するために、住民の皆様の協力による会費や赤い羽根共同募金は貴重な財源であり、会費や共同募金の使途について丁寧に説明し、住民の理解が得られるよう努めます。 ○魅力ある地域福祉事業・住民参加の地域福祉活動を展開し、新規会員の加入促進、共同募金の推進を図ります。	社会福祉協議会

成年後見制度利用促進基本計画

1 計画策定の背景

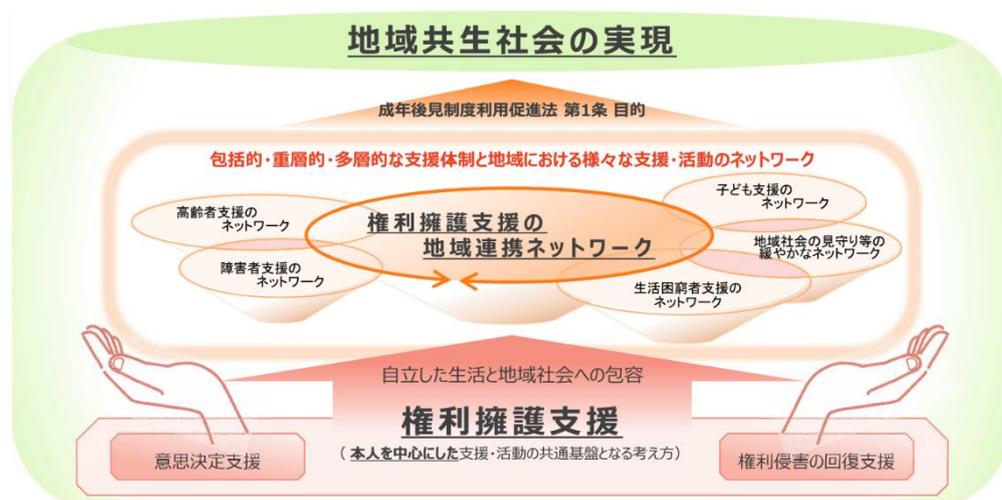
成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人の権利を擁護し、その人の希望する生活や財産管理を支援するための制度です。

平成28年5月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」は、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とし実施しており、平成29年3月に1期目の成年後見制度利用促進基本計画を策定し、令和4年3月には第2期成年後見制度利用促進基本計画を閣議決定しました。

本町においては、令和3年3月に揖斐川町成年後見制度利用促進基本計画を策定し、成年後見制度に関する施策を推進してきました。今後も少子高齢化・核家族化が進むと推測され、同居している家族からの日常的な支援を期待できないケースが多くなると考えられます。ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の増加、認知症高齢者の増加、障がい者を支える親自身の高齢化等により、家族や親族、地域の支援が必要となりますが、特に、財産管理や契約の締結、詐欺被害の防止等のためには、成年後見制度による法律的な支援を受けることが必要な場合があります。

成年後見制度を利用しやすくする環境を整え、地域で支えることにより、地域の中で共に暮らす「地域共生社会」の実現に向けて取り組むため、「第2期揖斐川町成年後見制度利用促進基本計画」を策定します。

図表5-1 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標のイメージ
(厚生労働省)



成年後見制度とは

成年後見制度は、平成12年の民法改正により導入された制度です。「法定後見」と「任意後見」があります。

法定後見では、判断能力が不十分な人が財産侵害等を受けないように、本人を支援する人（成年後見人等）を選任し、法律上の権限を与えます。

法定後見は、判断能力の低下に応じて次の3つの類型に区分されます。

図表5-2 法定後見制度の3つの類型

類型	判断能力の状態	支援者	同意権・取消権	代理権
後見	ほとんど判断ができない人	成年後見人	日常生活に関する行為以外の行為	財産に関するすべての法律行為
保佐	判断能力が著しく不十分な人	保佐人	民法第13条第1項で定められた行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為
補助	判断能力が不十分な人	補助人	申立ての範囲内で家庭裁判所が定めた特定の法律行為	

成年後見制度を利用するためには、家庭裁判所への申立てが必要です。申立てができるのは、本人、配偶者、4親等以内の親族などです。申立てをできる人がいない場合などには、市町村長が申立てることができます。

家庭裁判所では申立ての内容を審査し、本人の判断能力に応じて、「成年後見人」「保佐人」「補助人」を選任します。また、これらの選任に関しては、親族、専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士）、社会福祉法人などから選任されます。一般的に、親族後見を除き、成年後見人等に対しては、報酬の支払いが必要です。

選任された成年後見人等は、生活に関する支援（身上保護）及び金銭に関する支援（財産管理）を行います。それぞれの類型に応じた同意権・取消権・代理権が付与され、法律上の権限を行使しながら、本人を支援します。

任意後見では、現在は判断能力があるものの、将来、判断能力が低下したときに備え、支援者（任意後見人）や支援してもらいたい内容等についてあらかじめ契約に定め、契約内容を公正証書にして、法務局に登録します。本人の判断能力が低下した場合には、家庭裁判所に対し、本人、配偶者、4親等以内の親族などが任意後見人を監督する「任意後見監督人」を選任する申立てを行います。この申立てに基づき、家庭裁判所が任意後見監督人を選任すると、任意後見契約の効力が発生します。一般的に、任意後見人及び任意後見監督人に対しては、報酬の支払いが必要です。判断能力が低下する前にあらかじめ任意後見人を特定できるところに特徴があります。

2 成年後見制度利用促進に関する現状

(1) 成年後見制度利用種別

本町の令和6年1月31日時点の法定後見における成年後見人等の受任者については、司法書士後見が9人、親族後見が7人となっており、この2つで全体の8割を占めています。弁護士後見や社会福祉士後見の数は少なく、法人後見の実績はありません。

また、任意後見は1人となっています。

図表5-3 成年後見制度利用種別

単位：人

項目		親族	弁護士	司法書士	社会福祉士	法人	その他	合計
法定後見	成年後見	7	2	9	2	0	0	20
	保佐	3	1	2	1	0	0	7
	補助	0	0	2	0	0	0	2
任意後見		0	0	1	0	0	0	1

資料：岐阜家庭裁判所（令和6年1月31日現在）

(2) 成年後見制度申立て数

本町における成年後見制度申立て数は、令和5年で4件となっています。また、年度ごとの町長申立て数は、令和5年で3件となっています。

図表5-4 成年後見制度申立て数

単位：件

項目	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
成年後見	4	2	1	1	3	5
保佐	1	0	0	0	1	3
補助	0	0	2	1	0	0
任意後見	0	0	1	0	0	0
合計	5	2	4	2	4	8

資料：岐阜家庭裁判所（各年2月1日現在）

図表5-5 町長申立て数

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
町長申立て（件）	1	0	1	0	3

資料：揖斐川町

(3) 日常生活自立支援事業利用者数

揖斐川町社会福祉協議会で行っている日常生活自立支援事業利用者数は、令和2年度に増加し、その後は横ばいです。

図表5-6 日常生活自立支援事業利用者数

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人)	8	13	13	12	14

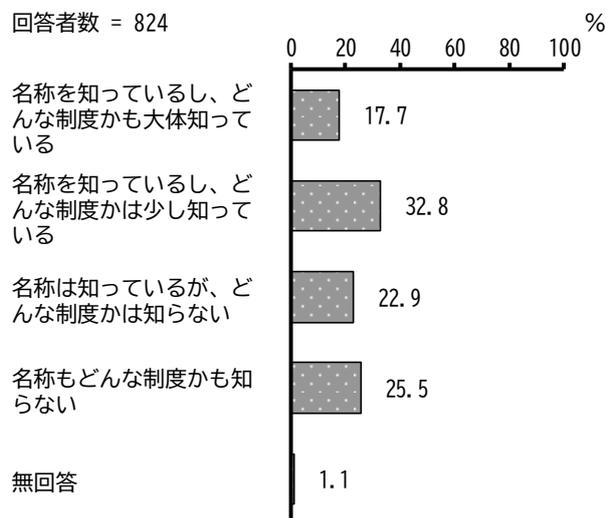
資料：揖斐川町社会福祉協議会（各年度）

(4) 成年後見制度の認知度と今後の利用希望<再掲>

① 成年後見制度の認知度

「名称を知っているし、どんな制度かは少し知っている」が32.8%と最も高く、次いで「名称もどんな制度かも知らない」が25.5%、「名称は知っているが、どんな制度かは知らない」が22.9%となっています。

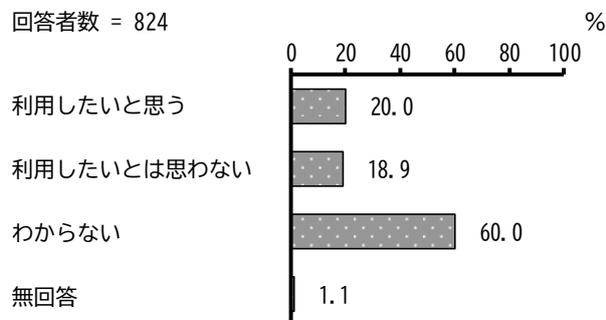
図表5-7 成年後見制度の認知度



② 自身の判断能力が不十分になった場合の成年後見制度の利用希望

「利用したいと思う」が20.0%、「利用したいとは思わない」が18.9%、「わからない」が60.0%となっています。

図表5-8 自身の判断能力が不十分になった場合の成年後見制度の利用希望



3 施策の展開



(1) 成年後見制度の普及・啓発

成年後見制度について、町民の正しい理解を促すため、広報や啓発活動を進めます。

No.	施策	取組内容	実施・協力主体
1	成年後見制度に関する周知	○一次中核機関となる成年後見支援センターを設置し、パンフレットの配布やホームページへの掲載等により周知するとともに、成年後見制度への理解を促進します。	町 社会福祉協議会 地域包括支援センター 障害者相談支援事業所 居宅介護支援事業所 医療機関
2	関係機関等への周知	○民生・児童委員協議会、地域ケア会議、地域自立支援協議会等を通じ、関係機関等に成年後見支援センター（一次中核機関）を周知します。	町 社会福祉協議会 民生委員・児童委員 地域包括支援センター 障害者相談支援事業所 居宅介護支援事業所 医療機関

(2) 安心して成年後見制度を利用できる環境づくり

高齢や障がいにより、判断能力が不十分な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現に向け、成年後見制度を広く生活に定着させるため、成年後見制度を利用者が安心して利用できる環境づくりを進めます。

No.	施策	取組内容	実施・協力主体
3	相談支援の充実	○成年後見支援センター（一次中核機関）において相談支援を行います。 ○二次中核機関を神戸町、輪之内町、安八町、大野町、池田町と共同で設置し、相談体制を強化することにより、成年後見制度の適切な利用に繋がります。	町 地域包括支援センター 障害者相談支援事業所 居宅介護支援事業所

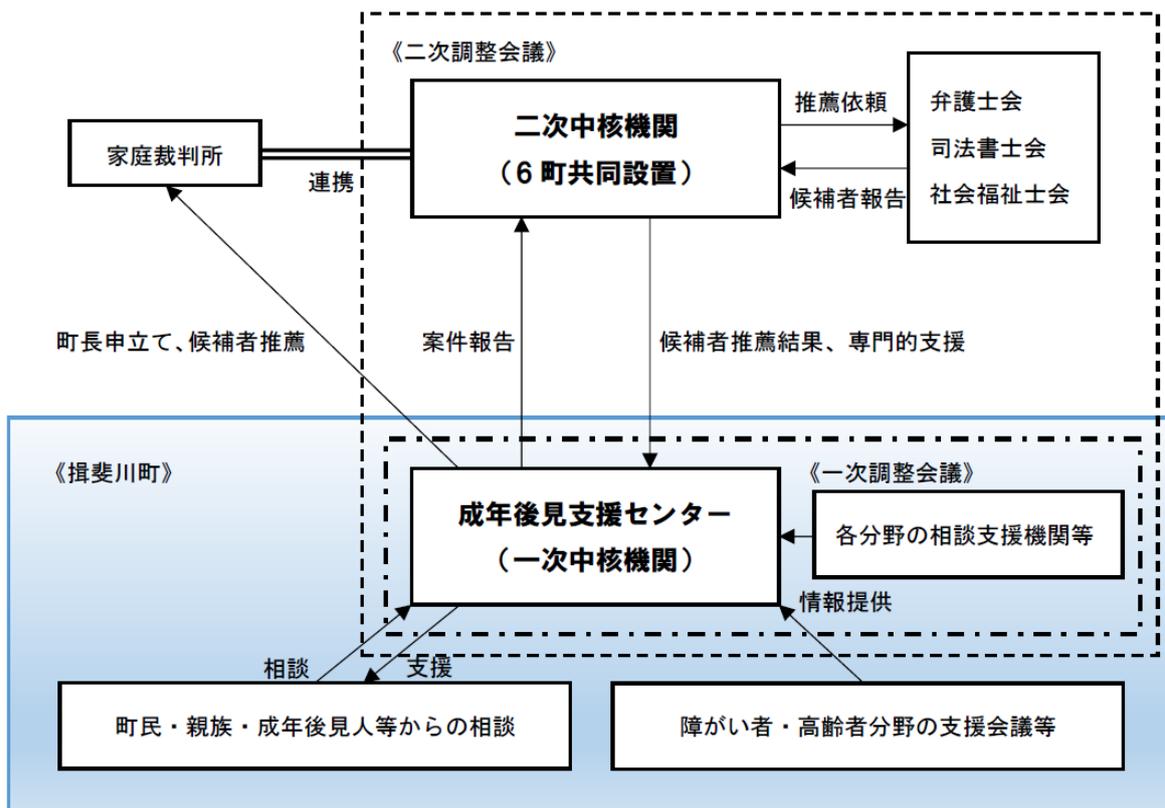
No.	施策	取組内容	実施・協力主体
4	日常生活自立支援事業からの円滑な移行	○成年後見支援センター（一次中核機関）を通じ、社会福祉協議会と連携し、日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行が円滑に行われるよう取り組みます。	町 社会福祉協議会
5	不正防止への取組の実施	○複数の関係者による「チーム」での支援を行い、不正の未然防止や早期発見に取り組みます。 ○成年後見人等の不正を発見した場合には、関係機関と連携し、迅速な対応に努めます。	町 地域包括支援センター 障害者相談支援事業所 居宅介護支援事業所
6	町長申立てが必要な人の早期発見	○庁内関係課や地域包括支援センター、基幹相談支援センター等の相談支援機関と連携して、町長申立てが必要な人の早期発見・早期支援に努めます。	町 地域包括支援センター 障害者相談支援事業所 居宅介護支援事業所
7	町長申立ての迅速化	○二次中核機関において開催する二次調整会議（アセスメント・受任者調整会議）による検討の結果、町長申立てが必要と判断した場合には、町長が後見開始等の申立てを行い、迅速な制度利用に繋がります。	町
8	申立費用の免除	○町長申立ての対象者が生活保護受給者等に該当し、申立て費用を負担することが困難な場合には、成年後見制度利用支援事業に基づき、町が申立て費用を負担します。	町
9	法定後見人への報酬費用の助成	○生活保護受給者等の生活困窮者であって、法定後見人への報酬等の支払いに際して支援が必要な場合には、成年後見制度利用支援事業に基づき、報酬費用を助成します。	町

（3）権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化

成年後見制度の利用が困難な状況にある人への支援や、多様な機関の連携、地域課題の解決に向けた検討などを行うことにより、成年後見制度を利用する人を関係者が一体となって支えるネットワークを強化します。

No.	施策	取組内容	実施・協力主体
10	一次協議会（地域福祉推進委員会）の開催	○地域福祉推進委員会を一次協議会に位置付け、本計画の進捗状況等について確認するとともに、地域連携ネットワークの構築を図ります。	町
11	地域福祉連携推進会議の開催	○町と社会福祉協議会が定期的を開催する地域福祉連携推進会議において、成年後見制度の利用促進に向けた地域内の課題について協議します。	町 社会福祉協議会
12	既存の会議等を通じた地域連携ネットワークの構築	○民生・児童委員協議会や地域ケア会議、地域自立支援協議会等の組織や会議とも連携を図りながら、支援が必要な人の早期発見に努めるとともに、地域連携ネットワークの構築を図ります。	町 民生委員・児童委員 地域包括支援センター 基幹相談支援センター
13	二次協議会による広域的なネットワークの構築	○神戸町、輪之内町、安八町、大野町、池田町と共同で設置する二次中核機関を通じて、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等の参加による二次協議会を開催し、広域的な地域連携ネットワークの構築を図ります。	町
14	「チーム」による支援の実施	○専門的判断を必要とする困難事例等に対して、成年後見支援センター（一次中核機関）を中心に必要な機関によるチームを編成し、二次中核機関とも連携を図りながら、チームとして支援します。	町

図表5-9 権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ



(4) 成年後見人等の担い手養成及び支援

成年後見制度の利用者の増加が予測されることから、市民後見人を含む新たな担い手の確保・育成及び活躍支援を推進します。

No.	施策	取組内容	実施・協力主体
15	適切な後見人候補者の推薦	<ul style="list-style-type: none"> ○成年後見支援センター（一次中核機関）において一次調整会議を開催し、情報把握や支援の検討を包括的に行います。 ○二次中核機関において開催する二次調整会議（アセスメント・受任者調整会議）を通じて、専門職団体等を交えて法律的支援の必要性等を確認し、適切な後見人候補者を推薦できるよう取り組みます。 	町 社会福祉協議会
16	市民後見人の養成	○成年後見支援センター（一次中核機関）と二次中核機関との共同により、市民後見人の養成に向けたプログラムの開発等に取り組みます。	町 社会福祉協議会
17	法人後見受任体制の構築	○法人後見を実施する事業所の確保に向けて、社会福祉協議会を含めた社会福祉法人等に働きかけます。	町 社会福祉協議会
18	親族後見人への支援	○成年後見支援センター（一次中核機関）及び二次中核機関において、親族後見人からの相談に応じます。	町 社会福祉協議会 地域包括支援センター 基幹相談支援センター

1 計画策定の趣旨

全国的に刑法犯認知件数は平成14年をピークに減少していましたが、令和4年から増加に転じています。また、再犯者率は依然として高く、地域社会の安全・安心を確保するため、再犯防止の取組の推進が重要です。

犯罪や非行をした者の中には、貧困や疾病、し癖、厳しい生育環境等、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える者が少なくなく、その再犯を防止するためには、社会復帰後、地域社会で孤立させない「息の長い」支援等を、国、地方公共団体、民間団体等が緊密に連携協力して実施する必要があります。

平成28年12月には、国において、「再犯の防止等の推進に関する法律（以下、「再犯防止推進法」という。）」が施行され、「地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえ、その地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する」ことや「都道府県及び市町村は、国の「再犯防止推進計画」を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努める」ことが明示されました。

再犯防止の推進は、効果がすぐに表れるものではなく、継続的な支援が必要な取組であり、国の第二次再犯防止推進計画、岐阜県の第2期岐阜県再犯防止推進計画を踏まえ、「再犯防止推進法」に基づく再犯防止推進計画を策定します。

2 計画の対象者

再犯防止推進計画の対象者は、再犯防止推進法第2条第1項で定める「犯罪をした者等」とし、具体的には、起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設（刑務所、少年院、少年鑑別所等）出所者、非行少年又は非行少年であった者のうち、支援が必要な者です。

■再犯の防止等の推進に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 本法における「犯罪をした者等」の認定に当たっては、有罪判決の言渡し若しくは保護処分の審判を受けた者又は犯罪の嫌疑がないという以外の理由により公訴の提起を受けなかった者に限定するなど、本法の基本理念を踏まえ、かつ、その罪質、犯罪のなされた時期を考慮し、不当に拡大した適用をすることがないようにすること。
- 二 本法における指導及び支援は、他の法律に別段の定めがある場合を除き、対象者の意思に反して行ってはならないものであることに鑑み、その旨並びに指導及び支援を受けるように説得する場合には執拗に行ってはならないことを周知徹底させること。

3 再犯防止を取り巻く状況

(1) 岐阜県における再犯率の推移

令和4年の岐阜県内の刑法犯検挙者2,730人のうち、再犯者は1,074人で、刑法犯検挙者に占める再犯者の割合（再犯者率）は、39.3%となっています。平成30年以降の5年間で、県内の刑法犯検挙者は横ばいですが、これに占める再犯者率は、令和2年以降、減少傾向となっています。

図表6-1 再犯率の推移（岐阜県）

区 分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
刑法犯検挙者（人）	2,848	3,038	2,932	3,015	2,730
再犯者（人）	1,243	1,211	1,197	1,214	1,074
再犯率（%）	43.6	39.9	40.8	40.3	39.3

資料：第2期岐阜県再犯防止推進計画（法務省大臣官房秘書課統計データ）

また、令和4年に刑務所、少年刑務所及び拘置所（以下、「刑事施設」という。）に入所した受刑者のうち、犯行時に居住地が岐阜県であった者は152人でしたが、このうち、刑事施設への再入者は78人となっており、新受刑者に占める再入者の割合（再入者率）は51.3%となっています。

図表6-2 新受刑者中の再入者及び再入率の推移（岐阜県）

区 分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
新受刑者（人）	173	160	211	172	152
うち再入者人	98	89	110	91	78
再入者率（%）	56.6	55.6	52.1	52.9	51.3

資料：第2期岐阜県再犯防止推進計画（法務省大臣官房秘書課統計データ）

(2) 揖斐川町における刑法犯罪認知件数の推移

本町における刑法犯罪認知件数は、年によってばらつきがあり、令和5年では75件となっています。

図表6-3 刑法犯罪認知件数の推移（揖斐川町）

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
刑法犯罪認知件数（件）	119	50	67	41	75

資料：岐阜県警察

4 施策の展開



岐阜県再犯防止推進計画で示された、市町村として行うべき取組や連携について、積極的にその推進を図り、再犯防止等に関する取組を進めます。

No.	施策	取組内容	実施・協力主体
1	再犯防止等に関する周知・啓発	○犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動「社会を明るくする運動」を通じ、再犯防止に関する地域での意識の醸成を図ります。	町 保護司会 更生保護女性会 自治会
2	犯罪をした人の人権についての啓発	○犯罪をした人に対する差別的言動等の人権問題を未然に防ぐため、犯罪をした人の人権についての意識啓発を行います。	町 保護司会 更生保護女性会
3	関係機関等との連携強化	○地域における更生保護の活動拠点である、揖斐更生保護サポートセンター（大野町）への支援を行います。 ○犯罪を行った者の更生を助けることを目的に活動している保護司との情報共有や連携を強化します。 ○更生保護女性会やBBS会等の更生保護に関わる団体や支援者、保護観察所等との連携強化に努めます。	町 保護司会 更生保護女性会 BBS会 保護観察所
4	就労・住居の確保	○犯罪をした人等が再び繰り返すことなく、安定した生活を送るためには、就労・住居の確保が必要であり、生活困窮者自立支援事業の活用や町営住宅の情報提供などを通じて、関係機関と連携・協力しながら、就労・住居の確保の支援に取り組みます。	町 県生活支援・相談センター
5	保健医療・福祉サービスの利用促進	○自立した生活が困難な出所者等の社会復帰のため、刑事司法関係機関、地域生活定着支援センター、保健医療・福祉関係機関等と連携を図り支援に取り組みます。	町 社会福祉協議会 地域包括支援センター 保健センター 医療機関
6	学校等と連携した再犯防止の取組	○学校、保護司会や更生保護女性会、民生委員・児童委員等との連携を強化し、学校・地域と連携した非行の未然防止対策を進めます。 ○止む無く中退した者へは、継続した学びや進学・新たな進路に向けての支援に取り組みます。 ○学校教育において、法を遵守することの大切さを教え、犯罪を起こさない規範意識の醸成や道徳的行動をする内面の力を育てる教育に取り組みます。	町 小中学校 教育委員会 保護司会 更生保護女性会 民生委員・児童委員 自治会

第7章

計画の推進

1 計画の推進体制

地域福祉を推進するうえで、本計画の考え方や施策の展開について、地域住民、福祉活動団体、ボランティア、医療・福祉関係者、福祉事業所など全ての人が共通の理解を持つことが重要です。そのため、概要版の配布や町や社会福祉協議会のホームページなどへの掲載、各種イベント開催時など様々な機会をとらえて、計画を広く住民に周知していきます。

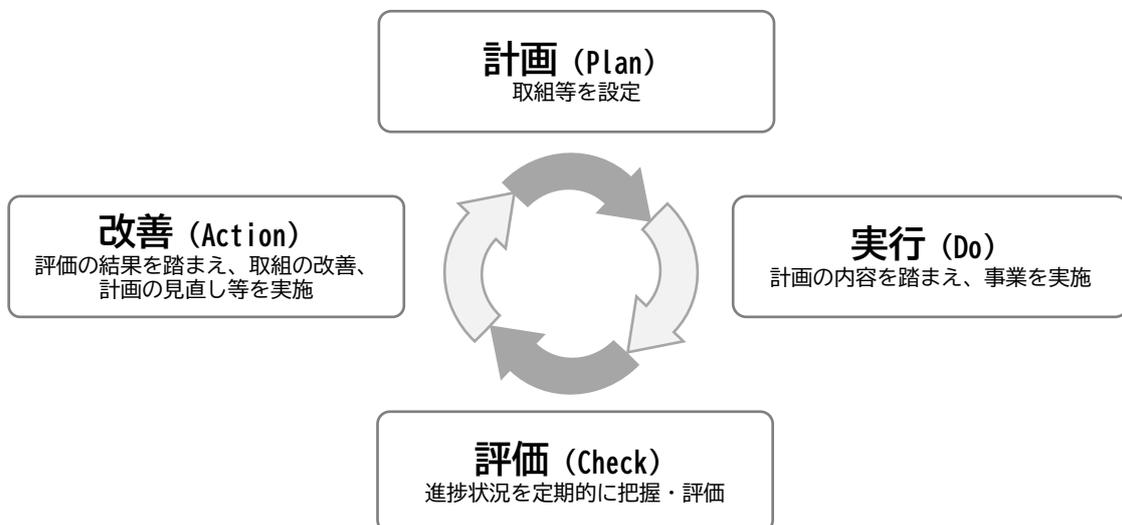
また、地域の多様な課題やニーズに対応していくため、地域住民をはじめとした地域を構成する様々な主体と町、社会福祉協議会、分野を超えた庁内や関係機関との連携により、計画を推進していきます。

2 計画の進捗管理

本計画の進捗状況の管理・評価については、計画を立て（Plan）、実行し（Do）、その進捗状況を定期的に把握・評価（Check）したうえで、その後の取組を改善する（Action）、一連のPDCAサイクルに沿って行うよう努めます。

また、社会福祉事業経営者や医療・福祉関係者、地域活動を行う町民などで構成する「地域福祉推進委員会」において、計画の進行管理や評価検証・見直しを行います。

図表7-1 PDCAサイクル



資料編

1 揖斐川町地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成25年4月5日
訓令第9号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、地域生活課題の解決に向け住民と協働により地域福祉を計画的に推進するための揖斐川町地域福祉計画及び住民や関係団体とともに地域福祉活動を推進するための揖斐川町地域福祉活動計画(以下これらを「計画」という。)を策定するため、揖斐川町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 社会福祉を目的とする事業を経営する者
- (3) 社会福祉に関する活動を行う者
- (4) 町民公募による者
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画が策定されるまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、町長が招集する。

- 2 委員会の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長が必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明等を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、住民福祉部健康福祉課において行う。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、公表の日から施行する。

2 委員名簿

分類	機関・職名	氏名	備考
学識経験を有する者	岐阜協立大学 経済学部教授	後藤 康文	委員長
社会福祉を目的とする事業を営業者	社会福祉法人浩仁会事務長	松田 紘一	
	社会福祉法人大和社会福祉事業センター (ハートピア谷汲の杜 施設長)	柏尾 真道	
	揖斐幼稚園学園長	佐木 みどり	
社会福祉に関する活動を行う者	揖斐川町民生・児童委員協議会会長	松原 いく子	
	揖斐川町福祉委員会委員長	山田 章	
	岐阜県身体障害者福祉協会揖斐川分会会長	吉田 功	
	揖斐川町手をつなぐ親の会会長	牧村 光子	
	揖斐川町赤十字奉仕団委員長	山田 小夜子	
	揖斐川町老人クラブ連合会副会長	桂川 耕作	
	揖斐川町社協ボランティア会長	富田 法子	
その他町長が必要と認める者	公益社団法人地域医療振興協会 (揖斐郡北西部地域医療センター センター長)	横田 修一	副委員長
	揖斐川町代表区長会会長	椿井 昭二	
	揖斐川町小中校長会会長 (小島小学校長)	石井 幹也	
	揖斐川町公民館長代表 (久瀬公民館長)	中島 保男	

3 用語解説

【英数字】

NPO（NPO法人）

Non Profit Organizationの略で民間非営利組織をいう。狭義では、特定非営利活動促進法に基づき都道府県知事または内閣総理大臣の認証を受けたNPO法人（特定非営利活動法人）をいう。

SNS

Social Networking Serviceの略でインターネット上の交流を通じて社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築するサービスのことをいう。

8050問題

長期化したひきこもりに関する社会問題。50代のひきこもりの子どもの生活を、80代の親が支えている状態にあり、生活の困窮、社会的孤立などの問題が指摘されている。

【あ行】

アウトリーチ

生活上の課題を抱えながらも自ら援助にアクセスできない個人や家族に対し、家庭や学校等への訪問支援、当事者が出向きやすい場所での相談会の開催、地域におけるニーズ発見の場や関係づくりなどにより、支援につながるよう積極的に働きかける取組のことをいう。

【か行】

基幹相談支援センター

障害者総合支援法に定められた、相談支援体制の強化を目的とする施設。地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業および身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者等に関わる相談支援を総合的に行う。市区町村またはその委託を受けた者が基幹相談支援センターを設置することができる。

協議体

生活支援・介護予防のサービスの体制整備のため設置された、中核となるネットワークをいう。市町村が主体となり、各地域における生活支援コーディネーターとサービスの提供主体等が参画し、多様な主体間の情報共有および連携・協働によるサービスや資源開発等を推進することを目的としている。

権利擁護

自らの意思を表示することが困難な知的障がいのある人や認知症の人等に代わって、援助者等が代理としてその権利やニーズの獲得を行うことをいう。

更生保護

犯罪や非行をした人を社会の中で適切に処遇し、地域社会の理解・協力を得て、自立し改善更生することを助けることにより、安全安心な地域社会を作ることを行うことをいう。

個別避難計画

災害対策基本法に基づき、市町村が作成する、高齢者や障がい者など自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援等のための計画のことをいう。

【さ行】

災害ボランティアセンター

災害時にボランティア活動を円滑に進めるため被災地に設置される拠点をいう。

社会福祉協議会

社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つで、地域福祉の推進を目的とし、社会福祉を目的とする事業を営む者および社会福祉に関する活動を行う者（ボランティア団体等）が参加する団体である。市町村、都道府県および中央（全国社会福祉協議会）の各段階に組織されている。社会福祉を目的とする事業の企画および実施ならびにボランティア活動等への住民参加のための援助ならびに社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡調整および助成等を業務としている。

社会福祉法

社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護および地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保および社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする法律。平成12年に社会福祉事業法から社会福祉法に改正された。

生活支援コーディネーター

生活支援・介護予防サービス事業の体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、その提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たすことを業務とする人をいう。

成年後見制度

知的障がいのある人、精神障がいのある人、認知症高齢者等で、主として意思能力が十分でない人の財産がその人の意思に即して保全活用され、また日常生活において、主体性がよりよく実現されるように、財産管理や日常生活上の援助をする制度。民法の禁治産、準禁治産制度を改正し、「後見」「保佐」「補助」の3類型に制度化された。成年後見体制を充実するために、法人・複数成年後見人等による成年後見事務の遂行、選任の考慮事情の明文化や本人の身上に配慮すべき義務の明文化、法人成年後見監督人の選任、保佐監督人、補助監督人などについて規定されている。

【た行】

ダブルケア

主に介護と育児が同時期に発生する状態のことをいう。

地域共生社会

平成28年6月の閣議決定では「子ども・高齢者・障がいのある人などすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会」としていたが、平成29年2月厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部では「制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参加し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」としている。

地域ケア会議

地域包括支援センター等が主催し、①医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める、②個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化する、③共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげる、等を内容とする会議である。つまり、地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法といえる。

地域自立支援協議会

相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として都道府県および市町村が設置する協議会。自立支援協議会は、サービス提供事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者で構成する。

地域包括ケアシステム

平成23年6月に公布された「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の主眼とするもので、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供されることをいう。

地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、介護保険やその他の保健福祉サービスを適切に利用するため、社会福祉士・保健師・主任ケアマネジャーなどの専門スタッフが、総合的な相談や権利擁護、介護予防のケアプランの作成などの様々な支援を行う機関。

【な行】

日常生活自立支援事業

知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者など判断能力が十分でない人に対して、福祉サービスの利用や金銭管理等の援助などを行うもので、都道府県社会福祉協議会が市町村社会福祉協議会と協力して実施している。

認知症サポーター

認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かい目で見守るなど、自分のできる範囲で活動する人であり、市町村等が開催する認知症の勉強会を受講すれば、だれでもなることができる。

【は行】

バリアフリー

高齢者・障がい者などが社会生活していく上での物理的、社会的、制度的、心理的および情報面での障がい除去するという考え方。例えば、公共交通機関のバリアフリー化とは、高齢者・障がい者などが公共交通機関を円滑に利用できるようにすること。

避難行動要支援者

地震や火事などの災害時に支援を必要とする要介護高齢者、障がいのある人、乳幼児等をいう。かつては「災害弱者」「災害時要援護者」と言っていた。

保護司

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアのこと。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員とされている。

ボランティア

一般的に、自主的に無償で社会活動などに参加し、奉仕活動をする人を指す。ボランティアの語源は志願兵であり、自ら進んで行うことが原則である。昭和50年代から、実費の弁済や一定の謝礼を受ける「有償」ボランティアも受け入れられてきている。

【や行】

ヤングケアラー

令和6年6月に公布された（改正）「子ども・若者育成支援推進法」により、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義されている。

ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン」をいう。障がいのある人や高齢者、外国人、男女など、それぞれの違いを越えて、すべての人が暮らしやすいように、まちづくり、ものづくり、環境づくりなどを行っていかこうとする考え方である。ユニバーサルデザインは、障がいのある人や高齢者に対するバリアフリーの考え方をさらに進めて、例えば施設やものをつくるときに、始めからできるだけすべての人が利用できるようにしていくことである。

第4期揖斐川町地域福祉計画・地域福祉活動計画
揖斐川町成年後見制度利用促進基本計画
揖斐川町再犯防止推進計画

発行年月：令和7年3月

発行・編集：揖斐川町 住民福祉部 健康福祉課

〒501-0692

岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪 133 番地

電話 (0585)22-2790

社会福祉法人 揖斐川町社会福祉協議会

〒501-1314

岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲名礼 265 番地 43

電話 (0585)56-3700

みんなでつくりよう 安心して生き生きと暮らせる
支え合いのまち いびがわ

